

平成30年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成30年6月12日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 幸前信雄議員 (1) アクションプランについて
2. 小野田由紀子議員 (1) 福祉行政について
3. 杉浦康憲議員 (1) 教育行政について
(2) 公共施設総合管理計画と長期財政計画の今後の進め方について
4. 黒川美克議員 (1) 公共施設総合管理計画について
5. 神谷直子議員 (1) ICT等を活用した情報発信について
6. 小嶋克文議員 (1) 防災行政について
(2) 教育行政について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市	長 神谷坂敏
教	育	長 都築公人
企	画	部 長 深谷直弘

総合政策グループリーダー	榊原雅彦
人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	中川幸紀
財務グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
健康推進グループ主幹	鈴木美奈子
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	三井まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	神谷直子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力をお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

8番、幸前信雄議員。一つ、アクションプランについて。以上、1問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名がありましたので、さきに通告いたしましたアクションプランについて、以上1問について質問させていただきます。

アクションプランは、第6次高浜市総合計画を進める具体的な実施事項を決め、第6次高浜市総合計画の目的を達成するため作成され、実施されていくものと考えております。総合計画では抽象的に表現されているものを、現実を踏まえ具体化し、ブレイクダウンすることによって行動できる、反省できるものとしていくものと理解しております。

そこでまず、1点目の質問を実施させていただきますが、各事業に必要な予算額はアクションプランには表記されていますけれども、事業を行ったことによる受益者負担に当たる利用料金等が表現されておりません。例えば、アクションプランのこちらですけれども、39ページに保育サービスの保育料収入の記載がなく、事業としての収支がわからなくなっていますが、どのように見ていただけるのか、この点をまずお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、アクションプランにおけます事業費の事業収支の見方というところで御質問いただいたかと思えます。

まず、平成30年度のお話がありましたアクションプランシートにつきましてですけれども、従来のシートから、こちらは見直しを行ってございまして、後期基本計画がスタートする際のアクションプランとして目指す市の姿に向けて、これまでの取り組みから見えてきた課題と、その解決に向けたアクションとして、平成30年度はどんなことに取り組んでいくのか、そのつながりをわかりやすく表現するということにポイントを置いて、今回、アクションプランのほうは作成をしております。

そうした中、アクションプランシートに記載できる情報量には限りがあります。事業費の部分では「IV. 目指す姿の実現に向けた4年間の工程表・事業費概要」において、事業費総額及び財源内訳として、一般財源及び特定財源の額の記載のみとこれはしております。これは、アクションプランに要する事業費において、一般財源、つまりは市税がどれぐらい投入されているのかが市民の皆様にとっては気になる部分であるのかなという見地から、議員おっしゃられるような特定財源の細かな内訳までは記載をしております。

また、例えばということで御質問がございましたアクションプランNo. 16「保育サービス充実事業」の平成30年度の事業費総額には、平成30年度に実施予定の新たな事業費をこちらには積算しておりますことから、保育料収入等の経常的な収入や民間保育所運営費委託料等の経常的な支出のほうは含んでおりません。したがって、いわゆる予算上の保育園管理運営事業にかかる事業収支が見えるようになっているわけではございません。各事業ベースでの事業収支をごらんいただくには、各担当へ御照会をいただくこととなりますことを御理解願いたいと思えます。

なお、このアクションプランシートにつきましては、毎年度、市民の皆様にとってよりわかりやすくなるよう、総合計画推進会議委員などの御意見もお聞きしながら見直しを図ってまいりたいと思っております。議員御指摘の点については、次回の見直しを行う際に参考にさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

ただ、よくPDCAという言葉が使われますよね。そのときに、何を言いたいかというと、これはアクションプランで反省するということ、手段の反省しかできないんですよ。結果に対してどれだけ実現しているということがわからないんですよ。だからそういうところでいうと、まだ何か未完成かなという気がしますので、その辺をしっかりお伝えいただきたいと思えます。

続きまして、同じような質問になりますけれども、2点目ですけれども、アクションプランシートにおける成果指標について、アクションプランに掲げる事業の成果・結果の見方についてお伺いしたいと思います。

成果指標とは、目標達成に向け反省し、次への改善につなげるようなものでなくては意味がないというふうに考えております。例えば、アクションプランNo. 19「企業誘致事業」では、市内の法人数を成果指標としているが、本来であれば税収入の増、就業人員の増を成果指標とするべきと考えているんです。これは、本来の目的は、企業を誘致するというのは、これ、途中のプロセスであって、結果は市として狙っているのは、そういうところじゃないかというふうに考えております。そういう面でいうと、何かよくわからない中間のところ、気持ちいい目標を定めておいてやっているというふうにしか見えないんですけれども。ということは、先ほど言いましたようにPDCA、これのところが本当に市の狙っているようになっているかどうかというのが反省できないというふうに考えているんですけれども、そういうことで、アクションプランシートの成果指標というのはどうなっているのかということを引きまして質問させていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） アクションプランのシートにおける成果指標についてということで答えさせていただきます。

アクションプランでは、議員おっしゃられますように、目標達成に向け、事業の進捗管理及び改善につなげていくために、原則、成果指標として「みんなで目指すまちづくり指標」を設定しております。毎年度、指標の動向を測定して、行政内部において点検・検証といった内部評価を実施いたしまして、さらには高浜市総合計画推進会議にて市民委員による点検・確認といった外部評価も行っておるところでございます。

また、例えばというところで御質問いただきましたアクションプランNo. 19「企業誘致事業」につきましては、新たな企業の誘致や既存企業の新たな設備投資を促すとともに、企業の流出防止を図り、本市の産業を活性化して、まちを元気にすることを目標としており、その指標としては法人数の増加や、議員が言われるように、企業からの税収入や就業者の数の増加などが挙げられるかと思えます。税収入や就業者数については企業の規模や企業の景気動向によっても大きく変わってくることから、企業誘致事業の指標としましては、今回、市内の法人数の増加を目標達成の目安として掲げさせていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

言いたいことは理解していただけると思うんですけれども、要は、途中のプロセスを評価しても結果が伴わなければ一緒ですよね。そこには反省ができないわけなんですよ。だからアクションプラン自体が、もう実際にどちらかという総合計画を達成するための具体的な話になってくるわけですよね。より現実に近いところの話、要は実施事項じゃないですか。これが反省できなければ、総合計画の達成というのはどうなるかわからない。要は、もう玉虫色の結果しか出てこ

ないので、そういう側面でしっかりここで抑えられるように、そこまでやっぱりブレイクダウンをやっていないと結果として見られないというか、反省しようがなくなってくると思うので、そういう面で、先ほど言いました審議会のほうで、そういうことを言っている人がいるということをしちんとお伝えいただきたいというふうに思います。

では、続きまして、具体的な話の中で、事業ナンバーの5番「受益者負担の適正化事業」、アクションプランの中にあると思いますけれども、ここでお伺いしたいと思います。

このアクションプランの目指すべき姿は、「公共施設の使用料において、サービスを利用する方としない方との公平性が確保され、定期的に使用料を見直す仕組みができています」とあります。この中で、公平性という言葉をやってみるんですけれども、誰から見た公平性なのか、その辺のところ、考え方、利用者の側面もあるし、負担している方の側面もあるし、これは公平性の視点というのはどこから見たものかということをお答えいただきたいとしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設の管理運営に当たりましては、施設を利用する方の使用料だけではなく、利用されない市民の皆さんの税金も財源となっております。このことから、施設を利用する方と利用しない方との税負担の公平性を保つといった意味で公平性と明記をいたしております。誰から見た公平性の定義かといった点につきましては、市民・納税者から見た公平性であると捉えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

この辺の考え方というのは、私もそういうふうに思っております。要は、納税者が納得できる、そういう制度にしないと、やっぱり税を負担している人の観点というのが大事になってくるかなと考えております。

引き続きまして、目指すべき姿についてお伺いしたいと思いますけれども、定期的に利用料を見直す仕組みができていますというふうに書いてありますけれども、これからつくられるわけですが、定期的に利用料を見直すサイクルをどの程度と考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 施設使用料につきましては、社会情勢や行政サービスをめぐる環境の変化などを考慮しながら、定期的に見直す仕組みをルール化する必要があると考えております。この場合、見直すサイクルにつきましては、総合計画の基本計画の期間と同じ、原則4年を1つのサイクルとして、適切な時期に見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

基本的に、仕組みをつくって、それをどのように運用していくか、一度つくっただけじゃなくて、定期的に情勢に合った形、これに変えていく必要は当然あると思いますので、今おっしゃられた定期的に見直していく、このサイクルをきちんと守っていただきたいというふうに考えております。

次に、これまでの取り組みについてお伺いしたいと思います。

これまでの取り組みの一つとして、統一的な基準による地方公会計を活用した受益者負担のあり方を研究したというふうには書かれておりますけれども、具体的にどのような研究を行ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 統一的な基準による地方公会計の整備が進んだことによりまして、これにより作成される財務書類は資産管理や予算編成、行政評価など、自治体のマネジメント・ツールとして活用されることが期待されております。受益者負担の適正化についても、その一つとして掲げられています。

そこで、地方公会計を活用して施設使用料の見直しに取り組んでいる地方公共団体の活用事例を調査し、その背景や取り組み内容を研究するとともに、使用料の算定の基礎となる施設別行政コスト計算書の項目などを検討いたしております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

では、具体的に施設別行政コスト計算書のひな形というのはどのようなものか、これをまずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 施設別行政コスト計算書とは、地方公会計における財務4表のうち、行政コスト計算書の費用と収益の状況を施設ごとに集計した帳票となります。施設別行政コスト計算書に決まった形式はございませんので、他市の帳票を参考に、高浜市で活用するためにアレンジしたものがひな形ということになります。

この計算書は、発生主義に基づき、現金の収入や支出がなくても、サービスの提供や物品の引き渡しなど、取引の事実が発生した時点で費用または収益が発生したものと認識し、集計するものであります。費用は、施設の維持管理に係る人件費や物件費、施設を利用して行っている事業に係る業務関連経費などで、収益については施設を提供する事業から得られる業務収益や業務収益以外の収入を計上することとしております。

一般財団法人地方財務協会発行の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」では、この帳票を作成することにより、利用者1人当たりのコストや市民1人当たりの市税等の投入額などが明らかになり、施設ごとの効率性を把握することができるというふうにされております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

では、そのひな形はある程度形ができていると思うんですけども、既に活用しているのであれば、どういう形で活用されているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） ひな形の活用ということですが、まだ活用には至っておりません。平成29年度の決算額を把握した上で順次作成し、その後、使用料の見直しに向け活用していくことといたしております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

まだ活用されていないという御答弁でしたけれども、逆にちょっとお伺いしたいんですけども、平成29年度から始めて、単年度で状況を見るというのはすごくリスクがあると思うんですよ。そうやって考えると、傾向をとってからということも考えられると思うんですけども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 議員おっしゃるとおり、単年度だけで判断することは考えておりません。したがって、29年度の前、26年、27年、28年といったところも踏まえた帳票といたしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

一過的な話のところではやってしまうと、当然、例外値が正規の数字に化けることがございますので、そういう面では、経年でやっぱり見ていただきたいというところがあるかと思えます。

では、アクションプランの事業名は受益者負担の適正化事業でありますけれども、受益者負担については施設、いわゆるハコモノに限ったものではなくて、事務事業についても同様に受益者負担について考えなければならない事業もあるというふうに思いますが、このアクションプランでは事務事業の見直しも対象としているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 御指摘のとおり、受益者負担は施設に限ったものではなく、事務事業においてもサービスを利用される方と利用されない方との税負担の公平性を検討する必要があると考えております。

しかしながら、このアクションプランは目指す姿にもありますように、施設使用料の見直しに特化した内容といたしており、事務事業の見直しは対象とはいたしておりません。事務事業の見直しにつきましては、別なアクションプランであります経常経費見直し事業の中で、既存の施策

や事業の見直しなどを検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

一部のところだけ特化するというのはやっぱりおかしいと思いますので、税を納めている人間の立場から考えると、全ての考え方が統一的に、基本そういう部分があっただけかなというふうに思っております。

それと、これは蛇足かもしれませんが、やっぱり事業の取捨選択の中で、後ほども質問しますけれども、負担割合というのは当然ものによってかわるものだというふうに思っておりますので、そういうところも配慮いただければなというふうに思っております。

それでは、今言いましたように、今回見直しの対象となる施設として、公共性の強い施設は対象外になると考えていいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 見直しに当たりましては、現在、地方自治法第225条の規定に基づき、市所管の使用料を徴収している施設から行っていきたいというふうに考えております。

したがって、法令等により使用料を徴収していない、例えば学校や図書館などは対象外となります。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、学校、図書館というお話が出ましたけれども、具体的に対象となる施設、これ以外にあるのであればどのような施設なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 基本的には、高浜市の判断で使用料の設定や変更ができない施設が対象外というふうになります。具体的には、先ほど御答弁しました学校や図書館のように、法令等により使用料を徴収することができない施設や保育園など算定方法が定められている施設、また、インフラ施設である道路や公園など利用者が不特定多数のため、使用料を求めることが適切でない施設、上下水道など独立採算により維持運営する施設も対象外というふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

では、続きまして、施設の利用者負担については受益者負担の原則があるものの、施設の性質によって異なってくるというふうに考えております。この考え方を導入するとした場合、負担割合はどのような基準で設定することになるのか、また、何か特例を設ける考えがあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 施設につきましては、それぞれ設置目的や機能がございます。こういった性質の違いを考慮せずに、施設の運営や維持管理に係る経費を全て一律に利用者の負担として使用料を算定してしまうことは、かえって公平性を損なう場合がございます。適正な負担割合を設定するために、例えば、公共性の高さや日常生活上の必要性、民間での提供の有無といった視点で分類し、分野ごとに受益者負担と公費負担の割合を設定するといったことが考えられます。

ただ、これは、あくまでもこの基準といいますのは、基本的なものでございます。具体的に適用する場合は政策等を勘案して、総合的に判断することが大切になってまいります。

また、特例を設ける考え方があるのかということにつきましては、減免制度のことで申し上げますと、各種団体の活動に対する支援・促進や経済的・社会的弱者への配慮など減免の必要がある場合がございますが、そういった範囲を超えてまでの例外的な特別扱いということは現段階では考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

続きまして、負担割合の考え方ですね。ものというのは、つくるときの建設用のコスト、でき上がった後に電気代、水道代、維持管理する人、こういう費用が必要になってくるかと思うんですけれども、負担割合の考え方で、どの部分を受益者の方に負担いただくのか、もし当局側で考えをお持ちであれば、今の時点どう変わるかわかりませんが、どうしているか、わかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 市の施設には、道路や公園などのように市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくいサービスから、駐車場のよう利用する方が限られ、民間においても同じようなサービスが存在するものまで多岐にわたっております。

他市の例を見ても、負担割合の設定というのはさまざまで、全面的に受益者負担するものを100%、公費と受益者で負担するものを50%、全面的に公費で負担するものを0%というように、3段階の区分を設定しているところもあれば、この区分に、大部分を受益者が負担するものとして75%、大部分を公費で負担するものを25%として加え、5区分としているところもあります。

本市におきましても、これらを参考に負担割合を検討していく必要があるというふうを考えておりますが、この割合はあくまでも目安でございます。具体的な負担割合を設定するに当たっては、試算データをもとに納税者と受益者の接点が見出せるよう検討をしてみたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

いろいろこれから検討されていくのであるということがわかりますし、考え方としてはいろいろあるのかなと、これはしようがないかなというふうに思います。

この件のアクションプランについての最後の質問にいたしますけれども、平成31年度に市民の方への周知が予定されていますけれども、これが一番大変な作業になるかという、もう既に経験済みだと思いますけれども、今御利用の方に「上がる」と言うと当然反発される、こういう動きが出てくるかと思います。それをいかに納得させるというか満足する答えというのは、こんなのあり得ないですよ。だから、先ほど言いました納税者の立場に立ってということをおっしゃられるのであれば、「まあ、しゃあないな」と、そういう世界まで持ち込まないと、これやってしまうと、また大騒ぎになってくるという気がするんですね。

先日も、いろいろ新聞記事とか見ていると、公共施設のあり方検討ということで先頭を切って走られていた秦野市さん、市長がかわられました。やり方を見ていたんですけれども、基本的に自分が思っている統廃合をするに当たって、受益者負担の割合を見直してというストーリーをつくられて、高浜市のほうにも一度説明に来られて、えらくしっかりした説明をされたなというふうに感心しておりました。そこの秦野市さんのトップで走られていた市長さんが選挙でやっぱり負けられて、今週の新聞を見ていると渋谷区でしたっけ、現職の区長さんがやっぱり公共施設のほうの建てかえの案のところで、結局選挙して負けられた。やっていることは決して間違っていないと思うんですよ。

そういう面でいうと、一番この肝になるのは、市民の方がいかに理解いただくように説明ができるか、説明責任を果たせるか、ここの部分が欠落してしまうと、なんぼ自分たちが正しいと思っても、相手に通じなければそういう結果が回ってくるようになってくるんですね。

そうやって見ていると、今回のアクションプランの適正化の考え方を整理するのはいいんですけれども、いかに利用者、市民の方を味方につけながら、高浜市の現状、全体で見て、こういうふうに進めていくんだということを御理解いただけないと、またあらぬ反対運動が起こってしまうと思うんですよ。

そうやって考えると、ここの部分、具体的にもし考えがあるのであれば、どういう形で進めていかれるか、計画上は一応書かれているのでやられるとは思いますが、やったというんじゃなくて、その反応の仕方を見ながら進める必要があると思うんですけれども、その辺のところ、考え方があれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 議員おっしゃるとおり、施設使用料の見直しについては早い段階から十分な周知期間を設けて、広く市民の皆様にも周知をしていく、こういったことが必要であるというふうに考えております。周知につきましては、アクションプランにもありますように、半年前から、遅くとも3カ月前には行う予定をいたしております。

具体的な周知の方法につきましては、現段階ではございますが、基本的には広報及びホームページへの掲載など、情報ツールを活用した周知のほか、各施設におきましては、料金の新旧対照表の掲示や配布に加えまして、各種利用団体に対しては説明の機会を設けるなど、丁寧な対応を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

ただ、今伺っていてやっぱり気になるのが、こういう計画で進めて、途中で聞いている方の反応の仕方、これを検証しないと、そのまま突っ込むと、また同じことを繰り返すんじゃないかなということが少し心配になります。

そういう面でいうと、時間をかけて、こちらの考えていることが伝わったということを検証する、この断面をどこかに入れていかないと、先ほどからPDCAというお話ししてはいますけれども、やっぱり伝えるというところがうまく伝わっていないと、結果として思わぬ反応が出てくるので、その辺のところ、伝えたはいいけれども、DOはいいんです。それが本当に伝わっているかどうかというところをやっぱり冷静な形で御意見を伺える、そういう作業を丁寧にする必要があるんじゃないかと思しますので、説明会をやって、来ていただいた人は御理解いただけたかもしれないんですけれども、説明会をすると、ほとんど90何%の方がみえていないですよ。その方たちにいかに広めるかというところは、これは難しい問題でもあるんですけれども、このところをしっかりとやれないと、またどこかで計画を大きく見直さないといけない、こんな話が出てきますので、くれぐれもその辺のところは慎重に、かつ反応の見方、反応を見ながら進めていただきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、その次のアクションプランのところ、ICTでまちづくり推進事業ということが書かれております。ICTでまちづくり推進事業の中のアクションプランで、これまでの成果・課題で、アシタのたかはま研究所において将来の行政サービスのあり方を研究調査したとありますけれども、行政サービスの将来の姿をどのように描いているのか、イメージがぼやっとしているかもしれませんけれども、この辺についてまずお伺ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 行政サービスの将来という御質問でございますけれども、私ども、20年後の行政サービスのあり方というのは、今お話に出ましたNEXTたかはまの中で次の3つの点ということでまとめております。

1点目は、行政サービスの民営化が進んだということで、民営化による業務の変化が起こるであろうと。それから2つ目は、定型化された相談業務は機械が対応するようになると機械化による業務の変化、3点目がマイナンバー、マイナポータル等という情報の連携ということで、オンライン型のサービスが進みますので、電子化による業務の変化が起こってくるだろうというふう

に想定をしております。

これ、市役所の例えば窓口を例に挙げて具体的に申し上げますと、住民票だとか税の証明等の各種の証明というのは不要になってくる。各種の給付手続だとか医療の手続等もWebで申請が可能になり、行政サービスの多くは、いわゆる今以上に便利になってくるだろうと。それを言葉で申し上げますと、いわゆるサービスを提供する窓口では、当然ながらそういった部分では機械化も進んできて、わざわざ市民の方が市役所へお越しただかなくてもいい状況が出てくるだろうと。

いずれにいたしましても、今以上に増大をする行政サービスに比例しまして職員を雇用するというのは非常に難しくなっておりますので、多様な実施主体による行政サービスの提供や人工知能等による対面型のサービスのサポート、それが必要になってくるであろうというふうに考えています。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

1点だけやっぱり気になるのが、以前からよく言うんですけれども、規則というのは性悪説でつくらないといけない、いや、悪い人は世の中にいるものだ、今よく問題になるのはインターネットとよく言われるんですけれども、これ、仮想の空間になるんですね。誰でも使える空間になるんですね。どういう人が入ってくるかわからない。そのときに、規則的には性悪説でつくると使いにくいものになるかと思う。ただ、運用のところはやっぱり性善説だと。要は、市民、お客さんとして対応するという考え方、こういう部分が必要になってくると思いますので、理想に近づけるためにはいろいろ乗り越えないといけない障がいが出てくるかと思います。そんな中で、理想を求めて、途中でいろいろ問題が起こったらやめるんじゃなくて、やっぱりあくまで目指しているのが最終的にはそういう姿であるのであれば、途中で挫折することなく進めていただきたいというふうに考えております。

2問目の質問をさせていただきますけれども、行政サービスでのAIの活用とはどのような分野で活用を予定されていますかということで、先ほど、定型業務ということをおっしゃられてみえましたが、具体的にはどういうことなのかということをお答えいただきたいというふうに考えおります。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 定型化された窓口等の相談業務での活用を主に予定していますが、活用分野については、現在進めています業務の標準化作業の中から選定してまいりたいと考えております。

なお、現在注目している分野といたしましては、一例を申し上げますと、豊橋市で直接の市の業務ではありませんが、試験導入している介護保険のケアプランの作成、また、長野県の相談業

務、許認可業務、帳票管理などを注目しているところでございます。

いずれにしても、多様な技術の組み合わせ等により、福祉分野での活用、外国語の翻訳・通訳、教育分野の活用や事務事業での分野では、定型的な相談業務等の活用を検討しているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

少し安心しました。そういう面でいうと何を安心したかという、自分たちでこういうところは使えるということを選定しながら進めないと夢の道具じゃないので、道具を入れて、全てが解決するなんて、これとんでもない問題なので、自分たちが世の中に出ている道具を見て、ここなら間違いないという選定の仕方、これはぜひ守っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、紙文書の電子化というふうに書かれていますけれども、こちらについてもどのように進めていくんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 新庁舎の移転に伴いまして、既存の紙文書の電子化をまとめて外部委託したことにより進めまして、今後はこの活動を継続するために、市職員みずからが文書の電子化ができる環境を整えるとともに、電子化された文書をいつでも閲覧できる環境もあわせて整えて進めてまいりたいと考えています。具体的には、現在38台あるプリンターを半減させ、かわりに電子化ができる機能を持つプリンター複合機を各フロアに1台程度設置するとともに、職員一人一人に配付してございますパソコンで公文書を閲覧できる環境もあわせて整えてまいりたいと考えています。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

今、市役所の中を見ていると、紙の文化で全て動いているというふうに感じております。そういう面でいうと、以前、私がここに来たときに誰に言ったか覚えていないんですけども、プリンターを気持ちいいように自分たちのフロアの横に置いておけば、誰だって紙から脱却しないです。そういう面でいうと、プリンターを取り上げるというとおかしいんですけども、そちらに業務をかえさせる、そういうことをやらないと、人間というのはなかなかみずから変わるなんて難しいので、プリンターを半減させていただいて、そのかわりに道具として電子化できるものを用意するから、そちらでかえてくださいということをやらないと紙自体は減らないと思いますので、そういう面でいうと活動に期待しておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、課題解決に向けた取り組みでタブレット端末の活用、具体的にどのような場面を想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） アクションプランに記載してございますタブレット端末の活用につきましては、窓口通訳サービスでの活用を検討しているところでございます。活用の場面といたしましては、各グループのヒアリングの結果、乳幼児健診、小・中学校の家庭訪問など学校関係、保育園の手続関係などでの活用に効果が期待でき、引き続き、関係グループと協力しながら進めてまいりたいと考えています。

しかし、本事業は外国人の増加に伴い、各現場での言語対応が必要となっている環境において円滑な行政サービスを提供するため、通訳サービスの充実を目的とするものでございますので、タブレット端末以外で効果が期待できるものであれば、柔軟に対応してまいりたいと考えています。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

やっぱり目的に合わせた道具だと思いますので、道具から仕事を変えるというのは現実的じゃないと思いますので、そういうところを見きわめて、高いものを買えば解決するんじゃなくて、自分たちに合ったもの、こういうところを選択して進めていただければなというふうに思います。

続きまして、ペーパーレス会議。当然、電子化するとペーパーレス会議になってくとは思いますが、これの本来の目的というのはどういうふうに考えてみえるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 主な目的といたしましては、会議の効率化、会議資料作成に係る人件費・時間などのコストの削減、会議結果の情報共有と考えています。これらの目的を達成するため、紙を極力使わない方法が効果的と考え、ペーパーレス会議としております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、会議の効率化、会議資料作成時間の短縮を行うのであれば、書式の統一を図られるべきだというふうに考えておりますけれども、要は、何を相手に伝えたいかということはよくわからなくても、今の資料を見ていると言いつが最初に並んで、何を言いたいのかなと、日本語の悪いところですけども、最後のところで否定されたりとかそういうのが出てくると、その前段というのが物すごく無駄に思えるんですね。

よく資料とか配られますけれども、一番気になるのは、A3の資料があり、A4の資料があり、書き方はもう担当者によってばらばら、縦も横もこれも統一性が全然ない。こういうところをきちんとやらないと会議の効率化、要は、出ている人がどこを見ればわかるということが物すごくわかりにくいんですけども、そういうことはどういうふうにこれから活動を行っていかれるかということをお教えいただければ、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 会議には、さまざまな目的を持った会議がございます。会議の内容により必要な資料等も異なっており、現状、各会議の目的または会議の効率性を高めるための書式として定まったものもございます。

しかし、一方でペーパーレス会議を導入していくことは業務改善の一環であり、システムの導入により会議のやり方をシステムに合わせる面もありますので、全てではございませんが、書式等の統一もしていくことになると考えております。以上のことは会議システム選定に必要な仕様書の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、本来、これは常々思うんですけれども、会議というのは付加価値を生まないですよ。決定する方向性を決めるだけなんです。私は製造メーカーにいるので、段取りがえというのは必要悪なんです。機械が動いて付加価値を生んでいる。部品を加工して、初めて付加価値を生むんですよ。そうやって考えると、会議時間というのは短くしてあげたほうが皆さんが作業できる、この時間がふえるわけなんです。

そうやって考えると、書式の統一を図られて、本来の目的というのは、会議時間でいかに目的を、この会議ではどういうことで何を決めるということを決めて進めることが必要かというふうに考えるんですけれども、その辺についてどういうふうに進めていかれるのか、その辺の考えがあればお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 会議時間の短縮や効率化も、ペーパーレス会議の導入の主な目的として考えてございます。会議開催に伴う会議資料の電子化により、資料のコピー・印刷やホッチキスどめといった資料準備の時間短縮は想定してございますが、会議そのものの時間短縮には会議の目的が報告を主としているものか、広く意見を求めるものかなど、目的に応じて効率化を図る必要があると考えております。

したがって、システムの導入を踏まえて、会議のあり方、会議の手法などにも踏み込んで標準化に取り組み、会議そのものの時間の短縮を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

基本的には、やっぱりそういうふうに沿ってやっていただきたいというふうに考えております。

それでは、ちょっと具体的な話でAI、人工知能に何を期待しているのか、その辺のところは少しわかりにくいので、そういうところをお教えいただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 議員も御承知のとおりだと思いますが、特化型人工知能は個別の領域に特化した能力を発揮する人工知能であります。小売業の倉庫ロボットなど、既に実用化されているものも多くございます。また、期待される分野としては、自動運転、医療、農業、法律関係など、さまざまな分野で加速度的に展開されている現状がございます。

本市では、このような社会的な動向を注視しつつ、平成27年度から業務の標準化を進めてございまして、本年度から業務改善の段階に入っているところでございます。業務改善の手法の一つとして人工知能等の活用を検討しているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

それでは、人工知能（AI）導入に向けて検討されているということなんですけれども、人工知能といってもいろいろな製品群があるかと思うんです。今、市役所の中でパッケージソフトを使われているかと思うんですけれども、よくわからんけれども、何か打ち込んだら結果が出てくる。これだっという電卓の世界かとは思いますが、人工知能の一種だと思います。要は、プログラマー、SE、トータルで管理している人が判断業務の中で行って、結果をはじいていく。その判断業務はユーザー側がこういう判断で、こういう結果を出してくれということを望んでやっている。AIが入ったから、入れれば結果が出てくる。出てきた結果が正しいかどうかわからないと、使えるものかどうかわからないんですよ。

だから、そういう面でいうとAIという商品が世の中に出てきたときに、いろいろな商品が出てくるかと思えます。それが高浜市役所で使えるものかどうか、それを判断していくのが一番の仕事になるかと思うんですけれども、その辺のところをどういうふうに考えてみえるか教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） ICT推進グループ。

○ICT推進G（山下浩二） 端的に申しまして、2つの観点で選択してまいりたいと考えております。1つ目は、業務改善や行政サービスの質の向上につながるのか、使えるものかどうか、続きまして2つ目は、費用対効果はどうかといった観点から選択してまいりたいと考えております。

例えば、今年度、多言語通訳サービスの導入を検討してございますが、当初はタブレット端末での活用を考えてございましたが、半年ほど前に販売されたAI通訳端末が機能面・価格面ですぐれていることから、導入を検討しているところでございます。このような柔軟な対応が必要かと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） やっぱり、それを判断できる、導入して高浜市役所の業務として、ここは

使えるかどうか判断できる人間、AIの世界になったとしても全てはAIじゃなくて、それを導入する側の責任というのは当然あるので、それを判断できる人を育てるということがすごく大事だと思いますので、言われたことをやるんじゃなくて、それが結果として、自分たちが思っているとおりの結果になっているかどうか、これが基本的にやれないと、導入してしまうと仕事がブラックボックス化されて、それこそ、何かようわからんけれども、結果がこうですから、それに従いますという形になりかねないので、その辺はくれぐれも注意いただきたいというふうに思います。

今、答弁を伺っていて、柔軟に対応する、自分たちで判断するというだけでいいのであれば、これはこれでいいと思っておりますので、そういう形でぜひお願いしたいと思っております。

それと、最後になりますけれども、これ、目標に対する達成状況の把握というのは、どのようにやっていくのかなというのが少し見えづらいんですけども、ちょっとその辺のところ、考えがあれば教えていただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、たくさん御質問いただいた中で、これは直接取り組むという事業単体ではございません。例えば、外国人の人口が増加して、通訳の人数を単純にふやせばいいのか、それで対応できるのか、それから職員の時間外の時間が削減をされたとか、そういったわかりやすい一定期間の中で目標をきちんと立てて、これをいついつまでに達成をするというようなことで、見える形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

当面はそれでいいと思うんですけども、やっぱり最終的には市民が例えば市役所に来なくていいかもしれないですけども、ずっといろいろ手続に回って、何かやっている、この時間、これをやっぱり短くしてあげてやるのが一番の目的じゃないかと思っておりますので、そういう観点もぜひこちら側の論理じゃなくて、市民側の論理というのも入ってくるかと思っておりますので、市民の方が、最終的には納税者の方、これはお客さんなので、その方がどういうふうに考えて、どういうふうに思ってみえるか、そういう視点というのは忘れずにやっていただければなというふうに思います。

今回、アクションプランで2つのテーマだけ取り上げましたけれども、基本的にはアクションプランに挙げられているもの全て同じだと思っておりますので、そういう面でいうと、やっぱりどこを向いて仕事をしていくか、この辺のところはきちっとこれからも、今までもやっていただいていると思っておりますけれども、AIだとかそういう道具が入ってくるとなおざりになりがちになると思っておりますので、そこのところの視点だけはきちっと守っていただきたいというふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時50分休憩

午前10時59分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員、一つ、福祉行政について。以上、1問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） お許しをいただきましたので、福祉行政につきまして質問をさせていただきます。

初めに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進について質問をいたします。

障がいのある人が携帯をし、災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を周囲に伝えるヘルプカード。ヘルプカードは、義足や人工関節の使用者、内部障がい、妊娠初期など、外見からは援助や配慮が必要だとわからない人が身につけることで、周囲の人から支援を受けやすくするものです。都議会公明党の提案で、東京都が標準様式を定めたことを契機に作成する市区町村は都内のみならず、全国に広がりつつあります。このような中、政府はこのヘルプマークを案内用図記号を規定する国内規格（J I S）に昨年追加しました。国会でも、安倍晋三首相もヘルプカード・ヘルプマークについて「大変意義がある」と述べ、一層の普及を図る考えを示しています。

2011年3月11日、東日本大震災が発生し、首都圏では約350万人の帰宅困難者が発生しました。その中に、障がい者など支援を必要としていた人が周囲に気づいてもらえず、大変な思いをしました。中には帰路とかけ離れた地域で保護された人もいました。このようなときこそ、ヘルプカードを身につけていれば、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるのではないのでしょうか。ヘルプカードには、してもらいたい支援のほか、氏名や連絡先、障がい名や疾病名、常用している薬などを書き込むことができます。社会の中で困難に直面したとき、緊急時や災害時など、困ったときに提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするため、身につけることで安心して社会参加できるようになります。

東京都が策定しましたガイドラインには、記述カードの意義として、1、本人にとっての安心、2、家族・支援者にとっての安心、3、情報とコミュニケーションを支援、4、障がいに対する理解の促進の4つが定められています。障がい者が安心して社会参加でき、障がい者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードの普及に前向きに取り組んでいただきたいと願うものでございます。このような中、愛知県がヘルプマークの配布を7月から始めると伺いました。かばんなどにつけるストラップで、既に各市町村に配布済みということですが。

そこで、本市におかれましては、今後どのように配布し、活用するのか、まだまだヘルプマークを知らない方が多いと思いますので、認知度向上と普及についての取り組みにつきまして、また、ヘルプカードにつきましては各市町村のアイデアで独自に作成していただくとのことですが、どのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。

次に、児童虐待防止対策について質問をいたします。

「子どもの権利条約」とは、子供の健やかな発達や主体性の尊重などをうたった国際条約です。1989年11月の国連総会で採択をされ、1990年に発効し、世界193カ国が批准をしました。日本は1994年に正式に批准をしました。批准国は国連「子どもの権利委員会」の審査を定期的に受けなくてはなりません。「子どもの権利委員会」の委員に日本人として初めて就任した大谷弁護士は、「子どもの権利条約」がほぼ全ての国で批准されているにもかかわらず、暴力から子供が守られていない現状があることについて、子供は被害者として、みずから訴え出ることができないからだと指摘をしています。

「子どもの権利条約」での子供の権利は、大きく分けて4つです。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利です。条約の各条項が規定する「子どもたちの権利」を実現するために、国内法の整備などが具体的に進められてきました。児童虐待防止対策に取り組む中、2000年には児童虐待防止法が施行をされ、虐待を発見した場合の通告義務が明確になりました。また、2007年の改正法により、児童相談所の権限を強化し、立ち入り調査をしやすくしました。

しかし、児童虐待は年々増加し続けて、全国の児童相談所が2016年度に対応した虐待の件数は12万2,578件と過去最多を更新しました。児童虐待防止法が定義する虐待は、暴力などの身体的虐待、食事や入浴などの世話をしないネグレクト、わいせつ行為などの性的虐待、心ない言動や無視などで傷つける心理的虐待の4つに分けられます。また、子供の目の前でドメスティックバイオレンスが行われること等、間接的なものにつきましても児童虐待に含まれるなど、昨年6月には児童福祉法と児童虐待防止法の両改正法が成立し、施行されました。これまで児童福祉法で子供は児童福祉の対象として位置づけられていましたが、今回の改正で「対象」から「児童福祉を受ける権利主体」へと大転換をしました。

このような中、子供に対する暴力の根絶に向けたさまざまな取り組みが進められています。2015年7月にスタートしました虐待を忠告するための電話番号として、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」は24時間365日態勢で対応しています。虐待を未然に防止するため、保健師が乳児のいる家庭を訪問し、育児不安などの相談に応じる「こんにちは！赤ちゃん事業」や、妊娠から出産まで切れ目なくサポートする「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の推進など、本市におかれましても積極的に取り組んでくださっています。虐待の背景には親の孤立や産後鬱など、さまざまな要因が考えられます。何より子育てに優しい社会をつくるのが子供虐待の防止につながると思います。

そこで、本市の児童虐待の実態につきまして、また、児童虐待の発生の予防や早期発見、早期対応、虐待を受けた子供の保護や支援など、児童虐待防止対策につきましてお尋ねをいたします。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田議員の御質問、1、福祉行政について、（1）ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進についてお答えいたします。

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見ではわかりづらい義足や人工関節を使用している方や心臓機能障がいなどの内部障がいの方、妊娠初期の方や発達障がい、精神障がい、知的障がいのある方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークであります。赤地の下地に白字で十字マークとハートが描かれているデザインで、裏面には任意で必要な支援や配慮を書いたシールを張ることができます。東京都では平成24年からヘルプマークを作成し、配布を開始しています。この取り組みは全国的な広がりを見せ、愛知県においても、この7月から県が主体となり配布することとしています。県では実施に当たり、県内の市町村が同一歩調となるようヘルプマークガイドラインを作成し、6月4日に市町村向けの説明会を行っております。

御質問のヘルプマークを今後どのように配布するのか、及びヘルプマークの認知度向上と普及についての取り組みについてお答えします。

この県のガイドラインを受け、市では県内一斉配布日であります7月20日からいきいき広場の2階窓口で、先ほどの援助や配慮を必要としている方を対象にヘルプマークをお渡ししてまいります。ヘルプマーク自体には支援を必要としていることを知らせる効果と、それを見た方に支援を促す効果の2つの効果がありますが、いずれの場合もヘルプマークの意味を知っていることが前提となり、より多くの方にヘルプマークを知っていただくことが必要です。

ヘルプマークの想定される活用例としては、障がいや病気により、年配でもないのに電車で優先席に座っているケースでは、ヘルプマークをつけていることで何らかの事情がある人だと視覚的に訴えることができます。また、周囲の方が知的障がいや発達障がいがある方のヘルプマークに気づいて声がけをしたり、裏面に書かれた緊急連絡先に連絡することも可能となります。とりわけ災害時の避難所生活では、東日本大震災や熊本地震の例では、耳が聞こえない方が自衛隊の配給がいつ来るのかわからず、配給が後回しになった例や、自閉症の子供がうまくコミュニケーションがとれず、孤立してしまった事例もあるそうです。このような場合でもヘルプカードにより支援を必要としている方とわかり、必要な支援につながります。

次に、愛知県の取り組みについて申し上げます。

県では、ヘルプマークの導入について、6月4日に記者発表を行い、あわせてホームページや県広報紙などで周知を始めています。また、啓発ポスターやリーフレットにより、みずから情報

発信するとともに、小・中学校や高校、関係機関などに配布しています。加えて、鉄道・バスなどの公共交通機関事業者やスーパー・コンビニなどの民間事業者にも協力をお願いされてみえます。

こうした県の取り組みを受け、本市では広報たかはま7月15日号にヘルプマークの説明と配布のお知らせを掲載するとともに、高浜市公式ホームページやフェイスブックにも掲載し、周知を図ってまいります。また、社協を初めとした関係団体にも協力いただくとともに、民生児童委員連絡協議会や福祉関係の会議においても積極的に普及啓発に努めてまいります。

最後に、ヘルプカードの作成について、どのような見解をお持ちなのかについてお答えします。

ヘルプカードとは、障がいのある方などが緊急連絡先や必要な支援内容などを書くことにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めることができるよう、県や市が独自の様式と名称で作成しているカードの総称です。今回、県内一斉に配布されるヘルプマークと同様な取り組みですが、先進的に取り組んでいる自治体のヘルプカードでは、かかりつけ医の情報や常備薬の情報、アレルギーの情報など、緊急時や災害時に役立つ情報を記載できる様式としているところもあります。

対象者の中には、日常生活の上では体が健康なので、席を譲ってもらう必要はなく、マークをつけ続けることに抵抗を感じるという方もみえます。このような場合には、ヘルプカードを単体で所持することもあります。それ以外に、ヘルプマークに緊急連絡先を記載することに抵抗を感じる場合は、ヘルプマークには「手帳にヘルプカードが入っており、緊急連絡先と必要な支援内容が書いてあります」といった記載にとどめ、ヘルプカードに詳細を書くことでヘルプマークとヘルプカードを併用するという使い方もあります。

こうした点を踏まえ、本市ではオリジナルのヘルプカードを作成し、ヘルプマークと併用することで支援を必要としている方にとって使いやすく、支援を求めやすくするように工夫していきたいと考えています。現在、ヘルプカードの作成にあたり、高浜市障害者地域自立支援協議会に防災部会を立ち上げ、関係者にお集まりいただき、月1回のペースで検討しています。防災部会では今年度中の完成を目標としており、完成しましたら窓口での配布のほか、市公式ホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにしていきたいと考えています。このヘルプマークとヘルプカードについては、まだまだスタートラインですが、今後は県と連携してヘルプマークの普及を進め、援助や配慮を必要としていることが外見ではわからない方々が安心して外出し、また、困った方がいれば温かく寄り添える地域を目指してまいります。

続きまして、(2) 児童虐待防止対策についてお答えさせていただきます。

初めに、福祉まるごと相談グループに寄せられた子供に関する相談件数については、平成27年度が延べ756件であったのに対し、平成29年度は1,025件と年々増加しています。相談内容では、過去に児童虐待に至った保護者や虐待に至らないまでも放置できない保護者の相談が全体の65%、

675件と高くなっています。児童虐待に至る要因はさまざまですが、保護者の精神疾患やストレスによるもの、シングルマザーによる孤立感によるもの、親自身が子供のころ虐待を受けていたといった負の連鎖によるものが起因となる親側の要因と、発達障がいなどによる育てにくさといった子供側の要因があります。こうした家庭や児童の状態像をいち早く把握することは、児童虐待防止の第一歩となります。

また、窓口での相談は児童虐待を未然に防ぐとともに、相談者の複合的な課題を把握し、次につなげる機会となることから、できるだけ窓口のハードルを低くし、安心して気軽に相談できる環境づくりが必要となります。いきいき広場では、平成29年1月から3階に教育委員会とこども未来部が配置されました。このことにより、互いの連携や学校や園での様子をいち早く確認できるようになり、いきいき広場全体で子供や児童・生徒を切れ目なく継続して見守っていきます。

次に、虐待通報の状況について申し上げます。

虐待通報の件数は、平成27年度が46件であったのに対し、平成29年度は64件と、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。増加の要因として、通告義務の明確化や児童虐待通報ダイヤル「189（いち・はや・く）」が普及したことにより、市民からの通報が増加したことも一因であると刈谷児童相談センターからお聞きをしています。

昨年度、いきいき広場に寄せられた虐待通報64件のうち、44件が刈谷児童相談センターからの通告であり、その多くが子供の面前でのDVを初めとした心理的虐待となっています。また、市が直接、児童の虐待通報を受けた場合は、通報を受けてから48時間以内に被害児童を直接目視で確認することが厚生労働省の指針で示されており、特に身体的虐待によりけがを負っている場合やネグレクトにより食事が適切に与えられていないなど、生命に直結する内容である場合は速やかに訪問し、児童の安全確保を行います。その結果、重篤な症状であり、保護が必要であると判断した場合は直ちに児童相談センターに報告し、協力して児童の安全確保を図っています。

一方で、児童相談センターから虐待の再発リスクが軽減されたと判断されたケースにつきましては、市へケース移管されることから、市が実施主体である要保護児童対策実務者会議で見守りを継続しています。この会議では、虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携のもと対応していくことが重要であることから、関係機関が集まり、子供や保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行っています。

この5月からは、これまでの児童相談センターや衣浦東部保健所を初め、福祉関係者や教育関係者の参加に加え、碧南警察署の担当職員に参加いただくことができ、会議自体の機動力が増したことを実感しています。

以上が市における児童虐待の実態とその対策ですが、児童虐待は親子関係の問題だけでなく、生活困窮、精神障がい、DV、育児不安など、さまざまな要因と課題が複合的に重なったもので、

その対応や支援は専門性が高く、多職種による支援が必要となります。今後も関係機関や各専門職が連携して支援を行うといういきいき広場の強みを維持し、さらなるネットワークの強化を図ってまいります。

続きまして、産前産後からの児童虐待予防、育児支援についてお答えさせていただきます。

高浜市では、これまでも地区担当保健師、通称マイ保健師が子育て家庭に対し、面談や家庭訪問を行い、母親たちと保健師が相談できる関係づくりを進めてきました。また、平成26年度からは妊娠出産包括支援事業として、妊娠期から保健師と気軽に相談できる関係づくりを進めています。昨年度は433人の妊婦と面談を行い、妊娠や出産、育児に不安のある方や子育て環境が整わない方への継続支援を50名の方に実施しました。また、初めて出産を終えた産褥期の母親には、助産師の電話相談や生後2カ月前後での乳児全戸訪問もほぼ全員の方に実施し、家庭での子育ての様子を見せていただきながら育児相談を行っています。乳幼児健診も98%以上の受診率で、未受診の方へは保健師が直接家庭訪問を行い、お子さんの発達を確認するとともに、育児相談に応じています。

一方で、妊娠出産疲れと母体の心身の変化は知らない間に母親自身の心を痛め、病んでしまうこともあります。市では産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、この4月から産婦健診を2回にふやし、産後2週間と1カ月にメンタルヘルスを含めた健診を受けていただく産婦健康診査事業を開始しました。できるだけ母親の心身の不調を早期に発見し、必要時には産後ケア入院や相談支援を受けていただくことで、強い育児不安や鬱状態により母親やその家族が家庭で育児ができない状態に陥ることを防ぐというものです。

また、経済面での不安や若年による戸惑い、高齢による出産への不安、育児への不安には、保健師が妊娠期の支援から出産後の家庭訪問まで継続的に寄り添い、母親の心身の健康を見守っています。

加えて、保健師は母子健康手帳交付や家庭訪問、乳幼児健診などの場面で同じ親子に複数回会う機会があります。また、お子さんの健診や家庭訪問での記録は1人1冊のファイルに保管しており、妊娠期から5歳児健診までの継続した記録をもとに、母子の状態像に応じた適切な支援が行えるようにしています。今後も今年度から開始した産婦健康診査事業も活用し、出産直後からの切れ目のない支援により母子の虐待予防と健全育成に努めてまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、ヘルプマークにつきましてお尋ねをいたします。

ヘルプマークを紛失した場合には、再交付していただけるのかどうなのか、それから、他の市

に住まわれている方が希望した場合には、高浜市で配布することができるのか、その点についてお伺いします。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） ヘルプマークでございますが、お1人様1つとしてお配りをさせていただきますが、紛失した場合でも、今後紛失しないようお願いの上、再交付をいたす予定でございます。

また、他市にお住まいの方でも高浜市に通勤や通学により頻繁に訪れる場合もありますので、希望の方には配布をいたします。

なお、この取り扱いにつきましては県内統一であるため、高浜市在住の方が通勤や通学により頻繁に他市に訪れる場合、他市でヘルプカードを受け取ることができます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

県内で共通であるということで、こういったメリットが出てくるわけでございますけれども、先ほど、ヘルプカードの作成につきましては、前向きな御答弁をいただきました。市町村のアイデアで独自に作成するヘルプカードにつきましてはどのように進んでいるのか、また、どのようなヘルプカードをイメージしているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） ヘルプカードの作成につきましては、現在、高浜市障害者地域自立支援協議会の防災部会におきまして、既に作成された他市のヘルプカードも参考にしながら検討しております。利用する場面を想定しながら、どのような情報を掲載すればよいか、また携帯するためにはどれぐらいのサイズがよいかといった意見を取りまとめております。作成に当たっては障がい者団体や関係団体の御意見をできるだけ取り入れまして、利用者にとって使いやすいヘルプカードを作成してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。御答弁ありがとうございます。

このヘルプマークが東京都で始まったきっかけですけれども、自閉症の障がいがあるお子さんを持つ1人の母親からの訴えから始まったものでございます。我が子がやがて1人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京都をつくってほしいとの強い思いから、みずから手づくりのヘルプマークをつくって訴えられたそうです。こうして始まりましたヘルプマークが全国に普及をし、高浜市でも今回、7月20日から配布が始まるということで、大変嬉しく思っております。ヘルプマークの普及や促進は、市町村が単独で実施しましてもなかなか普及できません。今回、愛知県が県内全域で進めるということでございますので、期待をさせていただいております。

ヘルプマークが広がることで、障がい者の活動範囲と社会とのかかわりが広がります。このマークの普及を通じまして、障がい者などに対する理解が深まり、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような、こんな地域をつくっていただきたいと思います。

次に、児童虐待防止対策について、お尋ねをしたいと思います。

関係機関との連携と情報共有について、お尋ねをいたします。

先ほど、要保護児童の実務者会議に碧南警察署が新たに加わり、会議、そしてネットワークが強化されたと言われましたけれども、参加をしていただけることとなった経緯について、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 碧南警察署との連携強化の経緯について、お答えさせていただきます。

この5月からは、児童虐待への対応を児童相談センター、警察、市の3者が協力して対応しておりますが、従来は児童相談センターと市の対応が中心でございました。そのため、高浜市に限らず、県内のこのような状況を改善するため、県内の児童相談センターと愛知県警が児童虐待への対応や防止を目的とした連携協定をこの4月に締結しております。このことを契機に、高浜市におきましても5月より碧南警察署の御協力をいただくことができまして、実務者会議に参加いただいております。

今後は、警察との連携、情報共有が容易になりますので、しっかり連携して、児童虐待対応や未然防止が図られていくことを期待しております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。子供たちの安心・安全を守るための連携強化がいきいき広場だけでなく、関係機関とも着実に進められていくことがわかりました。

テレビ等で放映されておりましたけれども、目黒での5歳の女の子、結愛ちゃんの虐待死ですけれども、十分な食事も与えず、体重がなんと2歳児並みの約12キロでがりがりに痩せていたと。このケースにつきましても、警察と情報共有をしていれば防げたとも言われております。今後も引き続き、皆様方の力を結集しまして、虐待対策や未然防止に取り組んでいただくようお願いをいたします。

それから、産後鬱の予防を目的に4月から始められました産婦健診についてですが、この内容と状況について教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 昨年度までの産後健診は、産後8週間以内の産褥期にある母親を対象に、母体や子宮の回復状態と心の健康状態を医師が診察1回の実施としていました。今年度からは健診回数を2回にふやしており、2回受診していただくことで、産後2週間での母親

の心身の状態と産後1カ月の母親の心身の状態の経過を確認でき、より状態に合った支援や医療の提供が可能になります。

また、産婦健診での母親の心身の様子を医療機関と保健師が共有し、連携した支援が可能になると考えています。産婦健診の対象者には4月1日から受診ができるよう、4月からは妊娠届け出時に2回分の受診券を交付し、それ以前に妊娠届け出をされた方には3月中に受診券を郵送させていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 今、答弁いただきましたように、産後鬱予防をしっかりと行うことが乳児・新生児の虐待予防に直接つながると思います。産後のお母さんたちに産婦健診の受診勧奨をしっかりといただきまして、鬱状態が危惧される方には必要な支援や医療が届くように今後も努めていただきたいと思います。また子育て家庭に対しましても、その家庭が児童虐待のない安全な家庭になるよう、継続的にフォローをしていただきたいと思います。

そして、私たちも地域の中で子育て家庭に目を向け、子育てという大きな仕事の最中であるということを温かく見守っていきたいと思います。このことはオレンジリボン運動といいまして、子ども虐待のない社会の実現を目指す市民運動として、今、全国に広がりを見せております。子供虐待防止に賛同される方が胸にオレンジリボンをつけることで、子供虐待防止の活動に参加することにつながるということでございます。今後、高浜のまちにもこのオレンジリボン運動が広がっていき、子育てを温かく見守り、子育てに優しい地域づくりがさらに推進されますことを心から願うものでございます。

以上で、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、杉浦康憲議員、一つ、教育行政について。一つ、公共施設総合管理計画と長期財政計画の今後の進め方について。以上、2問についての質問を許します。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一つ、教育行政について、2つ目、公共施設総合管理計画と長期財政計画の今後の進め方について、一問一答にて質問をさせていただきます。

新学習指導要領が昨年示され、外国語と道徳が教科化されました。平成32年度の全面実施に向けて、高浜市としてどのように移行していくのか教えていただければと思います。

まず初めに、道徳について。

「特別教科、道徳」が位置づけられた経緯は何でしょうか。そしてまた、改善点は何でしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） いじめ問題が大きな社会問題となる中で、平成25年1月に政府により教育再生実行会議が設置されました。会議の後に出された第一次提言「いじめ問題等への対応について」の1つ目の提言が道徳の教科化でした。

そして、今回の指導要領改定で「特別の教科、道徳」が位置づけられ、いじめの問題への対応の充実や発達段階を踏まえた体系的な内容への改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導法の工夫などが示され、小学校は30年度から、中学校は31年度から実施することとなりました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、なぜ特別の教科なのでしょう。教科とは何が違うのか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 学習指導要領に示された内容について、体系的な指導により学ぶこと、教科書を使用するという事は各教科と共通しています。その一方で、道徳教育のかなめとなって人格全体にかかわる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいこと、数値による評価はなじまないなど、各教科とは異なる側面があります。このことから新たな枠組みとして、特別の教科という枠組みが設けられました。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今までも道徳は授業としてあったわけですが、小・中学校の道徳の教科化というのは、授業として具体的に何が変わるのか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 特別の教科となることで、検定教科書を使用する授業になることが一番の変化だと考えます。ただし、これまで使用してきました地域教材の小学校では「明るい心」、中学校では「明るい人生」についても、今後も必要に応じて活用してまいります。

指導内容については、さきに述べたとおり、発達段階を踏まえた体系的な内容とするために改善された部分もありますが、基本的にはこれまでの流れをくむものであります。ただ、いじめ問題への対応について充実が図られた点については、今回の教科化の一番の狙いであるので、十分に意識をして指導がされるよう各学校へも指導をしてまいります。

年間の授業時数も、各学年35時間で変化はありません。授業の進め方についても多様な考え方

を生かすための言語活動や問題解決的な学習など、多様な方法を取り入れた指導等が学習指導要領解説の指導の配慮にも記述されております。これらの指導の工夫についてはこれまでも行われてきていることであり、今後も継続して取り組んでいく課題と考えています。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、先ほどの答弁の中に、道徳の評価は数値による評価はなじまないという説明もありましたが、では、実際どのように行うのでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） まず、評価には2つの視点があります。1つは、教師が指導の改善・充実に取り組むための資料とすること、もう一つは、児童・生徒が自分の成長を実感し、意欲の向上につなげていくためのものです。

児童・生徒の評価について、文部科学省の道徳教育に係る評価等のあり方に関する専門会議で方向性が示されております。

まず、他の児童・生徒との比較による評価ではなく、児童・生徒の成長を積極的に認め励ます個人内評価として行うこと、そして学習活動において児童・生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているか等を重視すること、それらを踏まえて、児童・生徒の授業中の発言や会話、作文、感想文やノート等から、1回1回の授業でなく、長いスパンで捉え、記述式で評価をしていくこととなります。

したがいまして、保護者の皆様には年度末の通知表でお子さんの成長をお知らせする予定となっております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

やはり、他の教科と違い、道徳というものは知識というだけではなく、人としての考え方や生き方の道しるべになるものだと思いますので、そのような教科をお願いしたいと思います。

それでは、「特別の教科 道徳」の開始に当たって、高浜市として取り組んでいることはあるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 平成27年度に、高取小学校が愛知県から道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の委託を受けました。先行して研究を始め、県の委託事業は1年間で終わりますが、その後も研究を続け、平成29年10月30日に「豊かな心をもち、共によりよく生きようとする子」というテーマで研究発表会を開催いたしました。「考え、議論する道徳」を目指し、

授業づくり、授業評価、道徳資料室のあり方等、児童の成長やよさの見取り方、子供が考えたいテーマの設定など提案性のある発表がなされ、研究の成果を市内小・中学校で共有することができました。

本年度は、南中学校が同じ県の委託事業を受けることになりました。今回は中学校における「考え、議論する道徳」のあり方について、研究をさらに進めていく予定であります。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

高浜市で既にそういった研究がされているというのは、大変頼もしいことだと思います。

それでは、道徳の教科に当たって、教科書は実際どのように選定されるのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 教科書の採択の方法ということでございますが、本市を含む碧海5市に、岡崎市、西尾市、幸田町を加えました7市1町で西三河教科用図書採択地区評議会というものを設置します。その評議会の中で採択する教科書の調査研究を行い、協議により教科ごとに1種の教科書に絞ります。その結果が各市町の教育委員会に通知され、各市町の教育委員会でその教科書を採択するという手続になります。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

もう一つ聞きますが、当然、その会議では高浜市としての意見も言えるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 本市からも委員を出しておりますので、その中で十分意見を言える環境ではございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。高浜市の考えをしっかりと伝え、よりよい教科書を選んでいただければと思います。

次に、小学校の外国語科、外国語活動についてお聞きします。

これまで高学年で実施されていた外国語活動から、何が変わるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 新学習指導要領が昨年3月に告示され、小学校は2020年度の全面実施に向けて、平成30年度より2年間の移行期間に入りました。これまで5年生、6年生が外国語活動を行っていましたが、2020年度より3年生、4年生が外国語活動を学び、5年生、6年生が外国語科を学ぶこととなります。高学年は「領域」から「各教科」へと移行します。移行期間中、高学年は外国語科の内容の一部を外国語活動の中で学習することとなります。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、外国語活動と外国語科の違いは何なのでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 外国語活動の目標が、なれ親しんだり、素地を養ったりすることであるのに対し、外国語科の目標は、基礎的な技能を身につけたり、基礎的な力を養うこととございます。外国語活動で聞くこと、話すことを中心に学習して、動機づけを高めた上で、外国語科で読むこと、書くことを加えて学習します。

また、言語的な知識・理解に結びつく内容への気づきも加わっていくことになります。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、年間何時間ぐらい指導時間が割り当てられるのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 2020年度の完全実施からは、3・4年生の外国語活動につきましては年間35時間、5・6年生の外国語科については年間70時間を学習することになります。

ただ、平成30年度、31年度は移行期間となっていますので、3・4年生の外国語活動は年間15時間、5・6年生の外国語科は年間50時間学習することとしています。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、これまでの授業時間数からどれだけ学習時間ふえるのか、また、増加した授業時間数はどのように生み出されるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 3・4年生の外国語活動、それから5・6年生の外国語科、ともに移行期間中につきましては、年間15時間の増加となっております。文部科学省からは「移行期間中は総合的な学習の時間を割り当てて実施してもよい」ということの通知を受けているので、高浜市においては、全小学校で総合的な学習の時間を使って学習を進めてまいります。

完全実施となる2020年度からは、3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科、ともにこれまでの授業時間数よりも年間35時間の増加となります。今後、文科省から示される方向性に従いまして、どのようにしていくかは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、外国語活動や外国語科は誰が授業を行うのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 小学校でありますので、基本的には学級担任が教えることとなります。また、専科教員が教えることもあります。今年度は愛知県教育委員会より、専科教員の加配を1人受けました。現在、吉浜小学校、港小学校の3年生から6年生まで、翼小学校の3・4年生の指導に専科教員が当たっています。

また、これまで同様に、外国人ALTとかかわり、本物に触れることで英語学習への意欲化と指導の充実を図ってまいります。時間数の増加に伴い、これまで週1日の各小学校への派遣であったALTですが、平成30年度よりALTを1人増員しまして、週2日の派遣を行っております。

今後、高学年の教科化に向けて、担任、専科と講師の役割、目指す子供の姿の共有を一層図ってまいります。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今の答弁にあった外国人指導助手、いわゆるALTですが、こちらは単年度の入札だったと思います。ただ、人と人とかかわりが重要な教育において、単年度というのはメリットとしてどうなのか疑問があります。今後どのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 現在、ALT派遣業者の選定は、議員御指摘のとおり、単年度の競争入札で決定をしているため、毎年、派遣業者が変わる可能性があります。そのため、同じALTによる継続的な指導ができないこともこれまでもありました。学校現場としてはALTに問題がなければ、子供もALTもなれ親しんできたところで交代することは望んでいることではありません。契約上は単年度の派遣契約から複数年に切りかえることも可能でありますので、それぞれのメリット・デメリットがありますので、それらを洗い出し、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

やはり、教育というのは数字というか金額だけであらわされるものでないと思いますので、入札というのも臨機応変に対応していただければと思います。

では、道徳と同じように、外国語は通知表ではどのように学習評価されるのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 全面実施となります2020年度からは、外国語活動は文章の記述による評価を行い、外国語科では数値（評定）による評価を行い、通知表により児童・保護者へ通知をいたします。

移行期間中は、3・4年生では通知表に評価欄は設けません。特記すべき事項があれば総合所見の中でお伝えすることはあります。5・6年生の外国語活動は今までどおり、文章の記述により評価をしたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、高浜市として外国語科が始まるのに対して行っていることは何でしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 教育基本構想推進に係る異校種間連携推進委員会に加えて、新たに外国語教育推進委員会を今年度立ち上げました。この委員会では、外国語の小・中連携のための「CAN-DOリスト」の作成を行い、活用実践を推進し、9年間を見通した教育活動の進捗状況を管理してまいります。市教委が主催する外国語指導に関する研修を夏季休業中に3回行い、教員の授業力も向上させるよう図っていきます。

さらに、文部科学省が主催する中央研修で中学校教諭1名、愛知県が主催する英語教育推進リーダーを育成するための研修は、小学校教諭を1名、中学校教諭5名を今年度参加させる予定でおります。

また、先ほど述べたとおり、本年度より小学校のALTを1人から2人にふやし、子供に生きた英語とかかわる機会をふやしていきます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

道徳にしても、外国語にしても、今まで行われていたと思いますが、新学習指導要領にのっとり、子供たちの将来を見据え、高浜らしい指導をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き2問目、公共施設総合管理計画と長期財政計画の今後の進め方についてお聞きします。

まず初めに、前提として私は、公共施設総合管理計画と長期財政計画は高浜市の将来を考えると必ず進めなくてはならないものと考えています。現在、市庁舎の整備が終わろうとしています。高浜小学校等整備事業も順調に工事が進み、青少年ホームの解体も進められています。中央公民館の取り壊しも終わり、豊田会によって来年6月の開院に向けて工事も進んでいます。

この一つの大きな波が過ぎ、次に来る公共施設総合管理計画でいう、いわゆる第1波、小・中学校の大規模改修に備えなくてはならないはずですが。それに備えるためにこそ、今まで気づいたこと、反省点、注意点を整理・確認したいと思います。

まず初めに、公共施設総合管理計画を策定するのは行政グループですが、全体の公共施設のあ

り方を調整するという役割の中、他の部署とのまとめやこういった役割が求められているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま御質問の中で、公共施設総合管理計画を進めていくことの重要性についてお言葉をいただきました。

本市の財政状況を見通しますと、公共施設の一斉老朽化問題、具体的には大規模改修・建てかえが集中いたします平成30年度から平成41年度までの第1波、平成46年度から平成60年度までの第2波といった将来の大きな財政負担に向き合っていかなければなりません。このことは、これまでに経験をしたことのない大きな課題に向き合うことを意味し、どうしたら乗り越えていけるのか、部局等の枠を超えて全庁的に取り組んでいかなければなりません。平成30年度施政方針におきましても、公共施設総合管理計画にのっとり公共施設の管理計画を着実に進め、限りある財源を将来につなげていくことが大切であると申し上げました。

そうした前提に立って、各部局等の役割を申し上げますと、総務部行政グループでは、公共施設のあり方の方針・方向性を定める公共施設総合管理計画の策定・見直し及び計画の進捗管理等の役割を担っております。計画の各論・個々の施設の統廃合等の実践につきましては、利用者の方々との対話や丁寧な説明が重要となりますことから、利用者に最も近い、施設を所管いたします部局等が中心となって利用者の方々との意見交換を行いながら、事業を進めていく役割を担っております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、現在進行中の高浜小学校等整備事業、勤労青少年ホーム跡地活用事業において、公共施設のあり方をまとめている行政グループと各施設所管グループとの役割分担はどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、高浜小学校等整備事業につきましては、平成28年度までは行政グループに専任の担当者1名を配置し、事業計画の策定、事業者の募集及び選定、事業契約の締結など、設計・建設に移行するまで準備段階を担ってまいりました。

平成29年度以降は、計画の実践段階であります設計・建設に入りました。学校との調整が大きなウェイトを占めますことから、学校施設を所管いたします教育委員会学校経営グループに行政グループの専任の担当者が異動するとともに、技術系の職員1名が増員をされ、教職員等との意見交換を通じて基本設計・実施設計をまとめるとともに、学校との連携を密にしながら、現在、校舎棟の建設が進められているところであります。

次に、勤労青少年ホーム跡地活用事業につきましては、平成28年度までは行政グループにおい

て事業のスキームや募集に当たっての条件整理、民間事業者の募集に向けた募集要項（案）の準備など、事業の準備段階を担ってまいりました。

平成29年度以降は、計画の各論・実践の段階に入りまして、テニスコートの利用者団体等との調整も必要となることなどから、利用者に最も近い、施設を所管いたしますこども未来部文化スポーツグループが中心となって、利用団体等の御意見を参考にしながら募集要項を作成いたしました。そのほか、事業者の募集・選定、事業契約の締結などを行ってきたところであります。

行政グループにおきましては、事業者選定委員会との連絡調整の役割を分担するなど、連携・協力をして進めているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、中央公民館の解体工事を実施し、勤労青少年ホーム解体工事を実施していると思いますが、余り知識や経験のないグループが公共施設を推進しているように見えるのですが、現在の役割分担における課題、推進体制をどのように考えているのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 現在の役割分担における課題、推進体制ということでございますが、公共施設の再編・再配置への取り組みは、これまでに経験したことのない取り組みであります。知識・経験の有無といった点では各部局等に共通する課題であると考えております。

また、これは本市だけの問題ではなく、比較的規模の小さい自治体に共通する課題であると考えておりますが、技術系職員の不足といったこともございます。

そのほか、施設の建てかえ・大規模改修になりますと業務量が増加いたしますとともに、特定の時期に業務が集中するという課題が考えられます。こうした職員の量的不足、これは人員不足でございますが、及び技術的・質的不足、これは知識・経験の不足でございますが、こうした課題に対しましては、これを補完する方法といたしましてコンサルタントの活用も1つの手法であると考えております。実際に、市役所本庁舎整備事業については行政グループが、高浜小学校等整備事業については学校経営グループが、勤労青少年ホーム跡地活用事業については文化スポーツグループがコンサルタントを活用しながらそれぞれ役割分担を担い、相互に協力・連携して事業を進めているところでございます。こうした分散型の組織体制は、本市の職員規模や状況に合った推進体制であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは次に、平成32年度から平成41年度まで、学校、幼保に集中している、いわゆる第1波の公共施設の長寿命化や大規模改修があります。公共施設の総合管理計画から数字を見ますと、あくまでもそのときの予定の金額ですが、高取小学校、港小学校、吉浜小学校、高浜中学校、南

中学校、この間の大規模改修が58億4,800万円、補助金、市債、一般財源等を含みます。そして、高浜幼稚園、中央保育園、高浜南部幼稚園、吉浜幼稚園、吉浜北部保育園ですか、こちらのほう、今後民営化等もあると思いますが、現在での大規模改修費が約10億円、合わせて70億円近い数字が予定されていると思います。

そんな取り組みが始まる中、小・中学校、保育園の長寿命化や大規模改修に向けた方向性の決定は専任の部局を設けて行うのか、施設を所管する部局が行うのか、どのような考えのもとに対応していくのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 組織体制についての御質問をいただきました。

本市の職員の規模・状況にありましては、限られた職員の中で専任の部局等を設けて公共施設総合管理計画の実践のための職員を集中的に増員することは難しいと考えております。専任の部局に数名の職員を配置する体制では、逆に幾つもの施設の統廃合による施設整備・施設解体等を推進するだけの経験や時間の不足といったことが懸念をされます。

小・中学校、保育園の建てかえあるいは大規模改修等の方向性の決定には、児童・生徒あるいは保護者の方々といった利用者が関係をしてまいります。こうした方向性の決定につきましては、現場・利用者近く、現場の状況を最もよく知る施設所管部局等が現場の状況等を勘案しつつ、他の部局等との連携・協力をしながら方向性を決定していく組織体制のほうがふさわしいものと考えております。

先ほどお答えをいたしました、高浜小学校等整備事業では、平成29年度は事業の進捗に合わせて行政グループの担当者が学校経営グループに異動するとともに、技術系の職員1名を増員いたしました。本年度はさらに主幹職1名を増員するなど、事業の進捗に応じた人員配置を行い、事業を進めているところでございます。小・中学校、保育園の長寿命化に取り組む体制につきましても、ただいま申し上げましたように、事業全体を見渡し、必要な部署に必要な人材を配置し、柔軟に対応していくことを考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

御答弁にありましたように、確かに限られた人材で、そして募集してもなかなか集まらないという現状の中、厳しいやりくりだと思いますが、必要な人材を配置して、柔軟に対応していただければと思います。

それでは次に、学校施設長寿命化計画の策定に向けて、現在、高取小学校、吉浜小学校及び高浜中学校において耐力度調査が実施されています。これは公共施設推進プランの大規模改修を見据えてのことだと思います。

そこで、高取小学校、吉浜小学校及び高浜中学校について、まず校舎別の築年数をお聞かせく

ださい。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、高取小学校の築年数でございますが、高取小学校の校舎棟というのは、古い順に申し上げますが、南校舎、北校舎、中校舎で構成されており、南校舎は2回増築されております。増築されました南校舎は、それぞれ棟により築年数が異なっております。南校舎の東棟は築53年、中棟は築51年、西棟は築48年ということになっております。また、北校舎については築44年、中校舎は築28年という状況でございます。

次に、吉浜小学校でございますが、古い順でございますが、校舎棟は北校舎、南校舎、東校舎で構成されておまして、北校舎は1回増築されております。増築されました北校舎の東棟は築49年、西棟は築46年、また南校舎は築41年、東校舎は築5年という状況でございます。

次に、高浜中学校でございますが、校舎棟は古い順に南校舎と北校舎で構成されており、南校舎は築49年、北校舎は1回増築をしており、北校舎中棟は築47年、東棟と西棟は築36年という状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。同じ学校といっても、増改築等でそれぞれ築年数が違うことがわかりました。

次に、この3校において、直近の5年間の児童・生徒数と学級数の推移と今後の予想をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） まず、高取小学校の直近5年間の児童数とクラス数の推移でございます。

児童数につきましては、平成26年度の582人から減少傾向にあり、平成30年度は534人と48人減少している状況です。また学級数については、平成26年度の20学級から、平成30年度は21学級と1学級増加しております。児童数が減少したにもかかわらず、学級数が増加しているのは、特別支援学級が1学級増加したことによるものです。

なお、今後につきましては児童数の減少が予想されますので、児童数の減少と学級数も若干の減少ということで見込んでおります。

次に、吉浜小学校でございます。

児童数につきましては、平成26年度の740人から増加傾向にあり、平成30年度は774人と34人増加しております。また学級数は、平成26年度の26学級から、平成30年度は25学級と1学級減少しております。児童数が増加したにもかかわらず、学級数が減少しているのは、特別支援学級が1学級減少したことによるものでございます。

なお、今後につきましては、児童数については若干の減少が予想されておりますが、学級数に

については特別支援学級の増加により、若干の増加が見込まれております。

次に、高浜中学校でございます。

生徒数につきましては、平成26年度の927人から増減を繰り返し、平成30年度は932人と5人増という状況でございます。また学級数は、平成26年度の27学級から、平成30年度は28学級と1学級増加しております。学級数の増加は特別支援学級が増加したことによるものです。

なお、今後につきましては、生徒数は平成34年度に1,000人を超え、その後、減少傾向となります。学級数については、来年度1学級の増加、平成32年度に1学級の増加、さらに平成34年度に1学級の増加が見込まれているという状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今、お聞きすると、学級数は児童・生徒数だけで判断はできず、特別支援学級の数が変動要因であることもわかりました。

では、特別支援学級はどのように編制されるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 特別支援学級の編制でございますが、特別支援学級は、基本的に障がいの種別により学級が編制され、肢体不自由など、新たな障がいの種別によっては1人で1学級を編制することがあります。また、同じ障がいの種別でも8人を上限として1学級が編制されますので、9人になると2学級を編制するということとなります。このように、特別支援学級の編制につきましては見通しが立ちにくく、場合によりましては教室を増加するという必要が急に生じる場合がございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

次に、現在の保有教室数と使用教室数はどのようになっていますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 高取小学校の保有教室数は、普通教室と特別教室関係を合わせまして33教室、吉浜小学校は36教室、同じく高浜中学校は43教室となっております、いずれの学校も全ての教室を使用しており、空き教室はございません。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。空き教室がないとのことですが、やはり計画の速やかな実行が必要だと思います。

次に、今年度、吉浜北部保育園の耐力度調査が予定されていますが、これも公共施設推進プランの大規模改修を見据えてのことだと思います。

そこで、吉浜北部保育園の築年数と今後の進め方、施設長寿命化計画の策定を行うのかどうか

についてお聞きいたします。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 平成31年3月末をもって、高取幼稚園及び高取保育園を民営化・認定こども園化を予定しておりますが、この結果、公立の保育園は吉浜北部保育園1園となる予定でございます。

なお、吉浜北部保育園は昭和52年の建築となっておりますので、41年を経過しておるものでございます。

公共施設推進プランでは、平成33年度に大規模改修、平成58年度、59年度に建てかえを予定し、保育園を維持していく計画をしております。来年度解体を予定しております高取保育園が昭和53年建築で、吉浜北部保育園よりも1年古い建築となっております。躯体の老朽化が進んでいることも心配されます。今回実施する耐力度調査の結果を踏まえて、大規模改修が適当なのか、建てかえ時期を早めることも含めて検討し、施設長寿命化計画の策定を行うのかどうかについても判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今まで、現状、そして進め方、学校の教室や生徒の数等を聞かせていただきましたが、公共施設総合管理計画では財政負担のバランスに配慮し、長期財政計画との連動を図り、進めることが重要だと思います。耐力度調査を実施し、長寿命化か建てかえかの判断は何をもってするのでしょうか。公共施設の大規模改修・建てかえは実施時期や財政負担のバランスが重要なのでは。耐力度なのか、使用目的なのか、予算なのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 耐力度調査に基づく長寿命化・建てかえの判断の基準といったような御質問でございます。

建築物につきましては、躯体の健全性が確保されまして、初めて長期に使用することが可能になります。大規模な改修・修繕等を行う前に躯体の健全性の調査を実施いたしまして、良好であれば大規模な改修・修繕等を実施していくことになります。

その一方で、躯体の健全性が確保されていない場合は、建てかえを検討しなければならない場合も考えられます。例えば、北棟・南棟など、複数の棟でその施設が構成されている場合には、棟ごとに建てかえか長寿命化かを選択する場合も考えられます。耐力度調査はコンクリートの強度、コンクリートの中性化の深さの進行、鉄筋の状況・さびの発生状況などを調査するものでございまして、長寿命化か建てかえかの判断に必要な事前調査であることを御理解いただければと存じます。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。耐力度調査の結果を待ちたいと思います。

それでは、平成30年度当初予算編成後、公共施設等整備基金残高、そして、今後の積み立て・取り崩しの方針はどのような考えを持って行われるのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） まず、基金の残高でございますが、平成30年度の当初予算編成後で9億1,933万2,782円、約9億円でございます。積み立ての考え方につきましては、長期財政計画でお示しをしておりますが、高浜市公共施設総合管理計画を着実に進めるために必要な額を確保することを目標に、財政調整基金の積立金とのバランスを見ながら積み立てていきたいと考えております。

また、取り崩しにつきましては、公共施設の一斉老朽化問題といった将来の大きな財政負担に対応するため、公共施設の再編・再配置の取り組みとあわせて一般財源を担保する基金残高を確保する必要があることから、起債の積極的な活用を図り、取り崩しは極力少なくする財政運営が必要であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） どんなにすばらしい計画も財政の担保がなければ進めないと思いますので、ぜひとも計画的な運営をお願いしたいと思います。

それでは、公共施設の再編を進めていくためには市民の理解が一番重要になってくるはずですが、今後取り組み方針、財政面も含めた説明はどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今後の取り組み方針、財政面を含めた説明ということでございます。

公共施設の再編・再配置につきましては、先ほどもお答えしたかもしれませんが、既に計画の各論・実践の段階に入っており、個々の事業が動いております。そうした中で、個々の施設の統廃合に最も関心をお持ちの方は、その施設を利用される利用者の方々であると考えております。

こうしたことから、これまでも高浜小学校等整備事業では小学校の建てかえが大きな要素を占めておりますので、児童及び通学されるお子さんを持つ保護者の方々への説明会を実施してまいりました。勤労青少年ホームの閉館、南テニスコートの閉場につきましては、定期的に利用されている方を対象に、対象施設の候補をお伝えする説明会などを実施してまいりました。このように、計画の各論・各施設の統廃合につきましては、利用者の方々との対話や丁寧な説明が重要になります。

したがって、個々の施設を所管する部局等が中心になって、引き続き利用者の方々との意見交換を行いながら代替施設の候補をお示しするなど、現場サイドでの丁寧な説明を行ってまいります。

2点目の財政面の説明につきましては、公共施設老朽化問題は個々の施設の問題ではなく、中

長期的な財政問題でもございます。こうしたことから、公共施設総合管理計画と連動いたしました長期財政計画を策定し、公表をいたしているところでございます。

そのほか、財政情報の提供といたしましては、アクションプランとして財政情報発信事業を掲げておりますので、公共施設の問題も含めて、広く財政全般について関心を持っていただけるような情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

公共施設総合管理計画への取り組みは避けては通れない課題で、全庁が一体となって取り組んでいかなければなりません。答弁いただきましたように、事業のウエイトや知識・経験を勘案しながら、市全体としての柔軟かつ適切な人員配置により乗り切っていただきたいと思っております。

最後に、2つ提案したいと思っております。これについては答弁は要りません。私の勝手な思いです。

1つ目は、やはり一番重要なのは市民の皆さんへの情報提供と理解です。ここは全く足りていないし、終わりもありません。午前中の幸前議員も言われていましたが、やっていることは間違っていないが、情報の周知が届いていない。ここにおいでの方の皆さんや行政内では当たり前の前提や総論、そして既に決まったことですらまだまだ十分に浸透はしていません。例えば、いまだに分院は透析の病院だと思われていたり、高小でも新しいプールに歩いていくだとか、別に水泳料金を取られるのではとの話を聞きます。検討中の話ではなく、決まったことでさえこのとおりです。確かに一度はホームページや広報、SNS等で配信しているとは思いますが、一度見逃すと気づかぬままです。

なので、毎号、広報の見開き4ページ、公共施設総合管理計画の進捗状況を伝えましょう。その最初に総論として、「高浜市では公共施設の統廃合を含めた高浜市総合管理計画が進められています。昭和30年、40年代の高度成長期に多くの公共施設・インフラが整備され、これらの施設の老朽化が今後一度に押し寄せてきます。全てを更新する予算はなく、高浜市では学校施設を中心とした統廃合を進めるという計画です。」これを示し、次いで、各施設の決まったこと、現在検討中のことを日時を明記して、提示していきましょう。どんな各論も前提や総論がなければぶれてしまいます。そして、月に2回出ますから、もしかしたら1行しか変更しない号や全く変更しない号もあるかもしれませんが、それくらいしないと、なかなか市民の皆様には浸透しないと思っております。

もう1点は、リーダーシップです。繰り返しになりますが、この取り組みは避けて通れない課題で、全庁が一体となって取り組んでいかなければなりません。ただ、高浜市内を回っていると、大変ありがたいことに、市の予想を超える世帯の増加が進んでいるように感じます。翼学区や港学区では大規模な開発が進められようとしていますし、他の地区でも日に日に家が建てられています。そんな中、平成32年度から41年度の第1波の大規模改修まで待てるのでしょうか。当然、

計画は計画であり、耐力度調査を経て、いま一度練り直されるとは思いますが、極端な話、2校、3校、同時に教室をふやしたり大規模改修というのは無理な話だと思います。そんな中、学区を変更して、1校を先行して大きく新築するなど、ドラスティックな変更も必要になるかもしれません。それを各部局としっかりとした情報や連携をし、そんなリーダーシップを吉岡市長には発揮していただき、この公共施設総合管理計画を進めていただきたいと思います。

何度も繰り返しになりますが、私は長期財政計画に基づいたこの公共施設総合管理計画は高浜市の将来を考えると、必ず進めなくてはならないものだと考えています。この2点を最後にお願いで、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時。

午後1時48分休憩

午後2時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、公共施設総合管理計画について。以上、1問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、公共施設総合管理計画の見直しと推進状況について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

高浜市公共施設総合管理計画は、平成28年3月に本計画が策定されて以降2年ぶりの改定が行われ、本年3月に高浜市公共施設総合管理計画が公表されました。

この計画は、長期的な40年間の公共施設のあり方を示すもので、第6次高浜市総合計画後期基本計画にあわせて改定されました。

したがって、少なくとも今後4年間に実行すると書かれていることは、確実に実行するという強い意志を持っているものと考えます。

公共施設総合管理計画の推進は、利用者を初め一般市民に大きな影響を与える取り組みです。

これまで私は、何度も公共施設に関する一般質問を行ってまいりました。

第6次高浜市総合計画後期基本計画にあわせて見直しが行われた今、改めて質問をさせていただきます。

まず、私が強く感じていることを冒頭に申し上げます。

公共施設の統廃合を行う場合、まず、利用者や市民向けに早く丁寧に情報を提供していただきたい。

議会の答弁や実績づくりで情報提供を行うのみではなく、市民の皆様にお不便をおかけするが、おわかりいただくという姿勢をもっと前面に出して、何度も何度も語りかけていただけないでし

ようか。

改定された公共施設総合管理計画には、高浜市公共施設マネジメント基本条例が載っています。

第4条の市の役割、第4項において、「市は、市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく提供するものとします。」と規定されており、その解説を見ると、「市民への十分な説明と意見交換、共通認識を持っていただくため、財政計画を含めた公共施設マネジメントの取組みの方向性や進捗状況等について、説明会やワークショップ、広報、市公式ホームページ等で随時公表していくことを定めています。」とあります。

以前は、このような重要なテーマについては、各小学校区を回り、市民説明会を開催していました。

私は、今後4年間に機能移転や解体、譲渡が見込まれる公共施設については、積極的に市民に理解を求める行動をとるべきだと思います。

昨年8月の市長選挙では、まさにこのことが市民から問われ、相手候補者と切迫した得票数になったのではないのでしょうか。

また、吉岡市長は、当選後の新聞の取材に、市民に丁寧に説明していくことが必要とコメントをされたのではないかと思います。

そこで、最初に、高浜市公共施設マネジメント基本条例に規定されている市の役割について、市民への十分な説明と意見交換、共通認識を持っていただくため、財政計画を含めた公共施設マネジメントの取組みの方向性や進捗状況等について、説明会やワークショップ、広報、市公式ホームページ等で随時公表していくとしていますことについて、今後具体的にどのようなアクションを考えているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 公共施設総合管理計画の発信状況についてであります。まず、説明会やワークショップについて申し上げます。

先ほどの1番議員の一般質問の答弁と重複をいたしますが、公共施設総合管理計画は既に計画の各論、実践の段階に入り、個々の事業が動いております。

そうした中で、個々の施設の統廃合に最も関心をお持ちの方は、その施設を利用される利用者の方々であると考えております。

高浜小学校等整備事業では、小学校の建てかえが大きな要素を占めておりますので、児童及び通学されるお子さんを持つ保護者の方々への説明会を実施してまいりました。

そのほかの施設につきましても、統廃合の対象となる施設の利用者の方々との対話や丁寧な説明が重要になります。

各施設を所管いたします部局等が中心となって、引き続き利用者の方々との意見交換を行いながら、代替施設の候補をお示しするなど、現場サイドでの丁寧な説明を行ってまいります。

次に、広報、市公式ホームページ等での公表につきましては、まず、平成27年度の公共施設総合管理計画の策定、平成29年度の見直しに際しましては、公共施設推進プランとともにその案を公表し、御意見を頂戴し、いただきました御意見につきましては、広報、市公式ホームページ、各施設への備え置きにより市の考え方を公表してきたところであります。

あわせまして、計画の各論、実践の段階の個別事業の進捗に係る必要な情報につきましては、これは平成29年12月定例会における黒川議員の一般質問、公共施設のあり方計画についてでお答えをいたしましたとおり、各施設の施設所管グループが広報、市公式ホームページへの掲載のほか、各町内会へのチラシの回覧や御近所へのチラシの配布などにより随時お知らせをしております。

引き続き、こうした方法による周知を継続してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、現時点では残念ながら、公共施設推進プランを市民の皆さんは知らない方が多いと思います。

現に、農業センターの利用関係者に聞いても、知らない人が大半でした。

そこで、改めて、今後4年間で機能移転や解体、譲渡が行われる施設の実施年度、実施内容等について、まず明らかにしていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今後4年間で機能移転や解体、譲渡が行われる施設の実施年度、実施内容とのことでございます。

公共施設推進プラン、これは平成70年度までの各施設の建てかえ、大規模改修についての時期を示したもので、パブリックコメントを実施し、市公式ホームページや施設への備え置きにより公表を行ったものでございます。

これによりますと、対象施設は13施設となります。

以下、公共施設推進プランに沿って、高浜小学校区から申し上げます。

まず、中央公民館につきましては、既に解体が行われています。

高浜小学校等整備事業にあわせて機能移転が予定される施設のうち、大山公民館、高取北部老人憩の家、高浜中部老人憩の家、高浜老人ふれあいの家、ものづくり工房あかおにどん、IT工房くりっくは平成31年度に機能移転を、体育センターは平成33年度までに機能移転を予定しています。（訂正後述あり）

中央児童センター及び中央児童クラブにつきましては、高浜小学校等整備事業の一環として、高浜小学校敷地内に平成32年9月の2期工事完了後に機能移転をする予定で進めております。

移転後の中央児童センターにつきましては、児童センターとしては廃止をし、他の子育て支援施設として活用する方向で引き続き検討してまいります。

春日庵につきましては、民間譲渡の可能性等について検討してまいりたいと考えております。

次に、高取小学校区の高取農業センターにつきましては、公共施設推進プランでは平成31年度から平成32年度にかけて解体を予定しておりますが、具体的な解体時期につきましては、解体費用の平準化など、全体の公共施設推進プランにあわせての調整も必要なことでもありますので、現在検討中であります。

スポーツ施設では、勤労青少年ホーム及び南テニスコートは今年度中に解体し、跡地活用事業として民間事業者によるスポーツ施設の整備を予定しております。

そのほか、生きがいセンターにつきましては平成33年度の民間譲渡を予定していますが、近隣市の状況も確認しながら検討及び協議を続けてまいります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、今お答えいただいた、今後4年間に機能移転や解体、譲渡される施設それぞれについて、利用者への説明はいつからどのように行い、現時点ではどのような状況なのか、それぞれの施設ごとにお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 私、今の御質問の前の御質問の時の、高浜小学校等整備事業に合わせて機能移転が行われる施設のところで、高取北部老人憩の家と申し上げたようでございますが、高浜北部老人憩の家でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

御質問にお答えをいたします。

施設ごとの利用者への説明状況につきまして、高浜小学校区から申し上げます。

大山公民館は、現在、春日町町内会と保有形態の見直しについて協議を行っているところであります。

協議がまとまるまで、当面の間は（仮称）大山会館として市による運営を継続することとし、今年度の下半期には、大山公民館の定期利用者に対しまして、施設の今後の方向性や高浜小学校地域交流施設の概要等について説明を行う予定をしております。

次に、高浜北部老人憩の家及び高浜中部老人憩の家並びに高浜老人ふれあいの家は、平成26年10月から施設を利用される各いきいきクラブの代表の皆さんへの説明を始め、定期的に意見交換を行っております。

老人憩の家は、防災上の課題もあり、廃止をしておりますが、利用者の皆さんの意向もお聞きし、丁寧に対応してまいります。

ものづくり工房あかおにどん及びIT工房くりっくは、平成26年10月から担い手の皆さんへの説明を始めました。

どちらの施設も現在は建物をお借りして運営しておりますので、今年度末までに機能移転を完了する予定であります。

利用者の皆さんに対しましては、今後お知らせをしてみたいと思います。

中央児童センター及び中央児童クラブは、高浜小学校等整備事業の一環として説明をしています。

また、児童センターでは、個別のお問い合わせには回答が可能な範囲でお答えをしております。体育センターは、平成31年度中に定期利用者に対しまして、施設が平成32年度中に廃止を予定していることや、平成32年9月にオープンを予定している高浜小学校サブアリーナの概要等について説明を行う予定をしております。

春日庵は、文化協会の役員の方に対し、施設の今後の方向性について説明を行っております。

次に、高取小学校区の高取農業センターにつきましては、施設の利用の予約を都市政策部地域産業グループの窓口で受け付けていることから、施設利用者の利用申請の際に、平成31年度から平成32年度までの間で解体する旨のアナウンスを行っております。

個人的に利用されている方については御存じであると思われそうですが、団体利用の場合、申請者は御存じでも利用者全員にまで周知されていないことも考えられますので、周知方法については今後検討をさせていただきます。

スポーツ施設では、勤労青少年ホーム及び南テニスコートは、平成29年12月定例会における黒川議員の一般質問でお答えをいたしましたとおり、定期的に利用されていた方を対象に、施設の方向性や代替施設の候補などをお伝えする説明会を行うとともに、希望者には代替施設の候補について相談にも応じてまいりました。

そのほかの施設として、生きがいセンターにつきましては、今年度から事務局長との協議を始め、今後の方向性を検討しております。

個々の施設の統廃合等につきましては、広く一般の方への説明よりも、それぞれの施設の利用者の方々との対話や丁寧な説明が重要となってまいります。

こうしたことから、ただいま申し上げましたように、利用者の方々に最も近い施設を所管する部局等が中心となって、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ここまでの答弁を聞いていますと、公共施設総合管理計画は既に計画の各論、実践の段階に入り、施設を所管する部局等が中心となって説明を行っていくという答弁ですが、私はそこに大きな問題の本質があるように思います。

中央公民館取り壊し時を思い起こすと、高浜市民が財政問題を含めた総論の部分を理解していないからか、住民投票にまで発展していったのではないかと考えています。

住民投票においても、財政を含めた総論の部分について、市民に向けて説明している姿が見えてきませんでした。市民が不安に思っているのは、そこではないかと思えます。

市民にとって重要な公共施設の統廃合ですので、本来であれば各町内会を回って説明するくら

いの丁寧さがあってもしかるべきではないかと思いますが、どのようにお考えですか。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 町内会を回って説明するくらいの丁寧さが必要ではないかという御質問でございます。

町内会への御説明につきましては、これは平成27年度、28年度には各町内会への出前講座及びトーク&トークを15回開催したのを初め、市民の皆様につきましては、平成26年度から平成28年度には住民説明会や各種団体とのトーク&トークなど、40回以上にわたり説明や意見交換を行い、約1,600人以上の方に御参加をいただくなど、情報提供に努めてまいりました。

したがいまして、改めて市民を対象に、日時・場所を決めて集まっていただくような市民説明会のようなことは考えておりませんが、これまでの議会答弁でも申し上げておりますが、こうした問題に関心をお持ちの方につきましては、トーク&トークや出前講座といった制度を御活用いただき、説明を行ってまいりたいと考えております。

また、こうした制度につきましては、町内会・行政連絡会の席においても、昨年度と今年度と御案内をいたしておりますし、市の広報紙や市のホームページでの案内もしておりますので、ぜひこういった制度を御活用いただければと思います。

次に、丁寧な説明ということの御質問をいただきました。

繰り返しになりますが、市民の方は、御自分が利用される個々の施設について最も関心をお持ちであると考えております。

したがいまして、利用者の方々に最も近い施設を所管する部局等が中心となって、利用者の方々との意見交換を行いながら、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私が特に心配しているのは、大山公民館でございます。

大山公民館については、公民館機能だけではなく、おまんこ祭り等でも利用され、お城のような外観から高浜市のシンボリックな建物でもあります。

そこで、大山公民館の廃止について、市民の理解はどの程度進んでいるとお考えでしょうか。

お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 大山公民館についてということでございますけれども、大山公民館は高浜小学校へ機能移転し、市が保有する施設としては将来的には廃止となりますけれども、公民館の活動は高浜小学校を核として引き続き行われてまいります。

大山公民館が廃止されたら公民館活動もなくなってしまうということではございませんので、その点につきましては御理解をお願いしたいと思います。

そして、機能移転後の大山公民館の建物がどうなるかという点につきましては、地元の町内会である春日町町内会の正副会長さんやOBの方を中心に、大山公民館の館長、それから土地の所有者であります春日神社氏子会会長を交えた協議を行っております、市の公共施設に対する考え方、そして大山公民館を市としては保有しないが、地域が主体となって運営していきたいという思いがまとまれば無償譲渡をしていく、こういった方向性をお伝えしております、御理解をいただいております。

現在は、大山公民館の現状の利用状況ですとか運営コストなどの情報を共有しまして、地域が主体となって運営する場合の課題ですとか、譲渡にあたっての課題について、一つずつ丁寧に検討を重ねているところでございます。

春日町の町内会の役員さんたちがお集まりになる会合の場においても、話題が出ているというふうに伺っております。

それから、大山公民館の総会といった、また、高浜小学校区で活動されている各種団体の皆様がお集まりになる会合の場においても、大山公民館の今後の方向性ですとか、地域での検討状況につきまして、市からお話をさせていただいておりますとともに、公民館長さんからも同様の話をさせていただいているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 大山公民館については、市内でも一番高い場所にあり、現在は避難場所としても指定されていますが、今後も避難場所として指定するのかどうかお答えください。

また、現時点で反対の声は上がっていないののかもお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、反対の声は上がっていないかという御質問でございますけれども、今答弁申し上げましたように、市の考え方につきましては御理解をいただいております、その上で地域が主体となって施設をどのように活用できるのか、それから運営する場合の課題、方法等々について、現在地域で協議をさせていただいているというところでございます。

それから、避難場所として指定するのかどうかという点につきましても、地域の協議の中で、避難所機能も含めて町内会の拠点として活用していけないだろうか、そのような御意見が出ております。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 現状を申しますと、論地町の集会所など、避難所としまして指定しているところもございます。

大山公民館におきましても、運営形態が変更された場合においても、引き続き避難所機能を確保してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

ぜひ、大山公民館が一番、高浜でも高いところにありますので、ぜひ引き続き避難場所として継続していただきたいと思います。

次に、高取農業センターの取り壊しについて、本来は、たかとりこども園整備の前に農業センターの部分も含めて、こども園として一体的に使うという考え方のもとにこども園の整備に当たれば、駐車場等の買い増し部分も少なくなっていたのではないのでしょうか。

そこで、高取農業センター解体後の用途はどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（鈴木勝彦） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 高取農業センターの解体後の用途としましては、近隣施設の駐車場としての利用を予定してございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、高取農業センターは高取保育園と一緒に解体するのか。また、太鼓の練習が盛んに行われていますが、かわりの施設をどのように考え、関係者へは通知をしているのかお伺いたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） まず、高取保育園につきましては、平成31年4月に高取こども園の新園舎完成後、速やかに解体することを考えております。

次に、高取農業センターの解体時期につきましては、先ほども答弁でありましたように、現在検討中でございますので、保育園と同時期の解体は考えておりません。

次に、現在の利用者への通知につきましては、こちらにつきましても現在検討中ではございますが、代替施設につきましては、今後市内の施設を御紹介させていただくことを予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 解体費用やたかとりこども園との一体利用のことを考えると、農業センターは保育園と同時期に解体した方が経済的だと思いますが、なぜ同時期に解体しないのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 高取保育園の解体につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、平成31年4月には着手したいと考えております。

農業センターにつきましては、既存の利用者、特に質問にもございました太鼓の練習に使われておりますことから、今後代替施設を含め調整の必要があることから、同時期の解体の着手が確約できないこと、それから、公共施設の解体費用の平準化など公共施設推進プラン全体での調整も必要なことから、同時期での解体工事の発注は難しいということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） これまでの反省を踏まえて、市民への周知や公共施設統廃合の進め方について、全庁で共有する組織体制をつくり、公共施設全般を担当する行政グループ、広報を担当する総合政策グループ、所管グループそれぞれの役割を決めておくべきだと思います。

公共施設の統廃合手続に関する組織体制をつくる予定はあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 全庁で共有する組織体制についての御質問をいただきました。

公共施設総合管理計画への取り組みは、全庁が一体となって進めていくべき課題であります。

総論を担う行政グループ、各論、計画の実践を担う施設所管グループ、情報発信の工夫につきましては広報・広聴を所管する総合政策グループが支援するなど、それぞれが役割分担を担っており、こうした現状の分散型の組織体制は、本市の規模・状況に合った体制であると考えております。

公共施設の統廃合の手続に関する組織体制でございますが、これまでの役割分担という形での分散型組織体制で、全庁が一体となって推し進めていくことを考えております。

先ほど、1番議員の一般質問でお答えをいたしました。高取小学校の整備事業では、事業契約の締結までの平成28年度までは行政グループに専任の担当者1名を配置しておりましたが、平成29年度には学校経営グループに当該専任の担当者が異動するとともに技術系職員を1名増員をいたしました。（訂正後述あり）

今年度は、さらに主幹職1名を増員するなど、事業の進捗に応じた人員配置を行い、事業を進めているところでございます。

市といたしまして、事業全体を見て、必要な部署に必要な人材を配置するなど、これまでの分散型の組織体制で柔軟に対応していくことを考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 現在の人事配置を見ますと、公共施設全般を担当する行政グループには、建築に関して専門的な知識を有する職員がいなくなりました。

現在は、どのような経歴を持った職員がどのように公共施設全般を管理しているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 御質問の御答弁の前に、1点訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほどの御質問の答弁の中で、私、本来高浜小学校等整備事業と申し上げるべきところ、高取小学校等整備事業と申し上げたようでございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 「公共施設総合管理計画」の全般・総論の管理事務につきましては、行

政グループの庶務担当、これは庁舎管理、公用車管理、選挙管理事務など庶務全般を担当する部署であります、この庶務担当において行っています。

担当者3名は事務職であり、主査につきましては福祉部及び高浜市総合サービスへの出向、主任については福祉部及び市民総合窓口センター、主事につきましては総務部の経験がございます。

業務の内容につきましては、公共施設のあり方の方針・方向性を定める公共施設総合管理計画の策定、見直し及び計画の進捗管理、公共施設あり方検討特別委員会に提出する資料に係る各部局との連絡調整などを行っております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 公共施設関係工事の監督員についてお伺いいたします。

監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として請け負わせた工事が設計図書に従って施工されているか否かを監督する人です。

特に、大きな工事の場合、専門的な知識が不可欠となります。

そこで、中央公民館解体工事、高浜エコハウス改修工事、勤労青少年ホーム解体工事、高浜中学校外壁等改修工事、湯山住宅排管等工事ではどのような人が監督員になったのか、専門的な知識の有無や設計図書がわかるのかどうかという観点からお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、こども未来部文化スポーツグループの所管であります中央公民館解体工事は、都市政策部の技師が監督員を務めましたほか、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事は文化スポーツグループの主事が監督員を務めております。

文化スポーツグループの主事につきましては、事務職ではありますが、必要に応じて設計者である都市政策部の技師に協力を仰ぎながら取り組んでおります。

次に、市民総合窓口センター市民生活グループの所管である湯山住宅排管等工事の監督員につきましては、現時点では定まっております。

エコハウス改修工事の監督員は、都市政策部地域産業グループの主事が監督員を務め、事務職ではありますが、工事にかかわった経験が豊富なため選任をいたしております。

教育委員会学校経営グループの所管であります高浜中学校外壁等改修工事の監督員は、技師が監督員を務めております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の答弁では、事務職の主事も監督員を務めているとのことですが、先ほどの質問の中でも述べましたが、監督員は注文者の代理人として、請負工事が設計図書に従って施工されているかを管理する人です。

現在、東海児童センターの空調工事を施工していると思いますが、その現場で6月7日に作業事故が起きていると聞いておりますが、どのような事故でどのように取り扱っているのか、監

督員がどのように指示を出しているのかお伺いいたします。

また、監督員は誰がどのような決裁を経て選任しているのかもお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 御質問の東海児童センターの空調機取替工事についてお答えいたします。

本工事は、昨年4月1日に故障いたしました東海児童センター1階の集会室及び図書室の空調機を取りかえるための工事でございます。

昨年度、夏休み前に故障しましたので、応急処置をしていただきました。

その後は、他の部屋を使うなど、現場の職員の工夫もあり、何とか夏休みを乗り切ったところでございます。

今年度、当初予算で予算をいただきましたので、4月に入札を行い、決定いたしました事業者が4月24日に着手をしております。

その後ですが、6月7日から現場に入っておりますが、当日は午前中から工事対象箇所の養生等を行っております。

その折に、空調機の室外機が設置された中2階の屋外のスペースを、事業者とこの下請負人が確認のため、複数名で出入りをいたしました。

確認後に、下請負人の1人が、センターの室内に戻る際に、出入りした扉の金具に左手をかけた拍子に扉が閉じてしまい、左手小指を挟み、第一関節辺りで小指が切断され、その後救急車で搬送され、縫合手術がされたと報告を受けております。

本工事の監督員は東海児童センターの館長でありますので、主査級の保育職でございますが、平成29年度に実施をいたしました東海児童センター空調機設置工事の監督員を務めた実績があり、担当グループより推薦をして選任しておるものでございます。

今回の事故は、現場確認作業中に発生いたしました事故であり、当日の現場確認作業に対して監督員から特段の指示はしておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ちょっと細かいことを聞いて申しわけないですけども、何で私がこういったことを聞くかと言いますと、今、経験があるので云々という話でありましたけれども、実際に、作業事故やなんかになりますというと、当然、監督署への作業事故の届け出だとか、そういった問題やなんかも出てくると思います。

それで、うちのところは、割かしそういった作業事故やなんかがないものであれですけども、よそですと、そういった作業事故やなんかで刑事責任を問われるという、そういったようなこともあるわけでございます。

ですから、監督員の任命に当たっては、しっかりとした根拠を持って、現場がしっかり管理で

きる、そういった監督員を選んでいただきたいと思います、その辺の所についてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 監督員の責任、重いということは承知をいたしております。

当然、その業務がきちり行われるかどうかということを監督するのが本来の業務でございます。

あわせて、事故が起こらないように、そういった指導もしていく必要があると考えております。

そうしたことから、現場で工事が行われますので、それぞれの現場に最も近いところ、現場をよく知るところ、そういった部局の職員が選任するのがふさわしいという考え方で、現在選任をいたしております。

先ほど、小規模な自治体では、全国的に技術系の職員が不足している状況があるということをお申し上げました。

本市の採用につきましても、技術系の職員の採用については、現在工夫をいたしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 黒川議員、本来の通告の質問と少しずれているようですので、元々の質問に戻してください。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 高浜市公共施設総合管理計画を見ますと、71ページのところで、改善項目のまとめとして、114施設全てを平成63年度まで維持した場合は総額約522.5億円、年平均13.1億円かかり、財政が破綻するという試算が示されています。

そこで、その対策として、改善項目として、総量圧縮では、今後も維持していく50施設の更新費用のうち、総量圧縮により更新費用を約183.4億円削減、約35%削減、総量圧縮した施設の維持管理・運営費用を約93億円削減すると書かれています。

したがって、既に当局としては、総量圧縮についての数値を持っておられますと思います。

数値に置きかえると、財政削減のためにやっていることが非常にわかりやすく、市民の皆様にも御理解いただきやすいと思います。

当局がよく言われる、高浜小学校等整備事業におけるバリュー・フォー・マネーは、市民にとってわかりにくいため、端的に財政効果の数値をお聞きします。

まず、中央公民館のホール機能は高浜小学校の屋内体育館に機能移転しますが、中央公民館の解体工事について、維持管理・運営費用はどのくらい削減できたのか。また、中央公民館解体工事の変更前契約金額と変更後の契約金額の差額はどのようになるのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、中央公民館の機能移転時期の前倒しによる財政効果とい

うことでございますけれども、平成29年の3月の予算特別委員会でもお答えしておりますが、平成27年12月11日の公共施設あり方検討特別委員会にお示しした資料では、建設事業費である指定管理料が約3,000万円の削減、このほか修繕費や改修費の削減ということを見込んでおりました。

実際の削減額でございますが、修繕費や改修費の削減のほか、指定管理料の削減額としましては、平成29年度の予算額と、通年で開館を、中央公民館の開館をしておりました平成27年度の決算額、これを比較いたしますと、約2,500万円の削減というふうになっております。

次に、中央公民館解体工事の契約金額についてでございますが、当初契約額は1億3,478万4,000円でございます。

その後、排水対策が必要となったため、平成29年7月に5,301万720円を増額する変更契約を、また、平成30年3月には、くい抜きの実測量の減少等に伴い、727万7,040円を減額する変更契約を締結いたしましたので、中央公民館解体工事の最終的な契約金額は1億8,051万7,680円でございます。

また、平成29年3月には、地下機械室の配管保温材に含まれますアスベスト除去のため、契約金額を270万円とする中央公民館アスベスト除去工事契約を締結いたしております。

よって、アスベスト除去工事も含めた中央公民館解体工事に係る最終的な契約金額は1億8,321万7,680円であり、当初の契約額との差額は4,843万3,680円でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 中央公民館解体工事において、排水対策は変更契約、アスベスト工事は新たな契約という形で処理していますが、変更工事で処理するのか新たな契約で処理するのかの判断基準はどうなっているのかお聞きいたします。

また、中央公民館解体工事のアスベスト除去工事は、新たな事業として契約を締結し、市役所本庁舎整備事業のアスベスト除去工事は既存の事業契約の変更としていますが、なぜ対応が異なったのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 変更契約とするのか、あと別契約にするのかという考え方でございますけれども、これは内容が、施工中の工事と分離して施工できるかどうか、一体施工の必要性から分離発注が困難であるかどうかというのが一つの考え方になると思っております。

中央公民館の地下の空調機械室から、配管保温材からアスベストが検出されたわけですが、これは本契約の締結後に判明したということで、解体工事の設計仕様には含まれておりませんでした。

このアスベストの除去工事といいますのは、例えば、作業主任者が石綿の作業主任者技能講習を修了しているといったような、一定の要件を持つ事業者であれば実施が可能であるということから別契約といたしました。

ただし、この中央公民館の場合、入札で事業者を選定してしまいますと、入札契約事務に1カ月程度かかることが見込まれること、それからアスベストの除去工事の事業者が解体の事業者と別になった場合に、工程の調整も必要で、さらに工期に時間を要する、そしてそういうこととなりますと、近隣にお住まいの方にも御迷惑がかかる、そういった観点から解体工事の施工業者との1社随意契約といたしました。

一方、地下水の排水対策ということでございますが、排水対策を行わなければ、当初の設計・契約に含まれておりますくい抜きの実施ができないということから、施工中の工事と分離発注が困難という考え方のもと、変更契約といたしました。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 続きまして、高浜小学校等整備事業で、高浜小学校に各施設を複合化し、総量圧縮を図ったことによる更新費用及び維持管理・運営費用は、年当たりで換算するとどのくらい削減されるのか、当局の試算をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 複合化により更新費用及び維持管理・運営費の削減額の試算であります。まず、更新費用につきましては、これは平成29年12月定例会の黒川議員の一般質問、公共施設のあり方計画についてでお答えをいたしましたとおり、複合化の対象となります各施設の単独建設費の設計を行っておりませんので、具体的な金額をお示しすることはできませんが、総量圧縮の観点から、更新費用にかえまして市が試算いたしました総量・面積の削減量について申し上げます。

平成30年3月15日開催の公共施設あり方検討特別委員会において、資料2-2を御提示し、5つの前提条件下に試算した結果は、校舎を除いた複合化施設の削減面積は4,049平米の減少、校舎を含めた施設全体の削減面積は3,100平米の減少となっております。

次に、維持管理・運営費の削減額であります。更新費用同様に、各施設を単独で建設した場合の各施設に係る維持管理・運営費の試算を行っておりませんので、総量圧縮による維持管理費・運営費の削減額の試算も行っておりません。

なお、一般論ではありますが、大手建設会社のホームページなどを見ますと、建物のライフサイクルコスト、これは建物のライフサイクルコストに占める割合はおおよそ30%であるとか、建物は竣工から解体・廃棄されるまでの期間に建設費のおよそ3倍から4倍の費用がかかるといった記述がございます。

別の言い方をいたしますと、建物は建設費よりも建設費以外の修繕・改修費、保全費、管理費、光熱水費等の運用費といった維持管理・運営費が少なくとも倍以上はかかるということになります。

先ほど、複合化による面積の削減効果につきまして、これはあくまでも5つの前提条件のもと

に試算した結果ではありますが、校舎を除いた複合化施設の削減面積は4,049平方メートルの減少であることを申し上げました。

旧中央公民館の面積が4,091平方メートルでありますので、ほぼ旧中央公民館に相当する面積の削減ということになります。

建物のライフサイクルコストという長い目で見れば、旧中央公民館という大きな建物あるいはこれに相当する面積が減れば、そこにかかる維持管理・運営費も通常は減ってくる、建物あるいは面積が減った分、コストに対する有効性はあるものと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 高浜市公共施設総合管理計画には、ハコモノ施設の長寿命化による約45.5億円削減、約13%削減という財政効果が示されています。

そこで、まず、計画上、長寿命化による削減効果とはどのようなことを想定し、どのような試算方法によって算出しているのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 公共施設総合管理計画における建物の長寿命化による削減効果約45.5億円の試算方法でございますが、改善項目1といたしまして、今後も維持していく施設の50施設に対しまして、平成63年度までの期間の中で、建設期間に応じて大規模改修30年や建てかえ60年を行うこととして、約339.1億円を試算しております。

次に、改善項目2では、対象の建物の大規模改修や建てかえ時期をそれぞれ35年から70年と時期を延ばすことで、平成63年度までの更新費用を約296.6億円と試算しています。（訂正後述あり）

改善項目1の総額約339.1億円から改善項目2の総額約296.6億円を差し引いた額として、約45.5億円を算出しております。

2点目の、長寿命化による削減効果の想定とのことでございますが、まず、公共施設総合管理計画に基づく長寿命化では、単に建てかえの時期を先延ばしにするだけではなく、事後保全から予防保全への転換や、老朽化した建物について物理的なふぐあいを正し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能や現在の施設が求められている水準まで引き上げる改修を行う、いわゆる長寿命化改修を行うことで、建物を将来にわたり長く使い続けることを目標としております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 高取小学校を初めとする各小・中学校の大規模改修における長寿命化の財政効果をどのように見込んでいるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 御質問の趣旨が、公共施設推進プランでは大規模改修後十数年で建てかえ計画になっていることのお考えであると思われるので、その観点から申し上げます。

なお、基本的な考え方は各小・中学校に共通をいたしますので、高取小学校を例に申し上げます。

公共施設推進プランでは、高取小学校は平成32年度・33年度に大規模改修の予定と記載し、事業費は総務省単価を用いて10億5,200万円と試算いたすとともに、13・14年後の平成46年度・47年度に建てかえの予定と記載し、事業費は総務省単価を用いて20億4,200万円と試算をいたしました。

高取小学校の大規模改修及び建てかえの時期につきましては、今年度の耐力度調査を行っていく中で、平成32年度・33年度の大規模改修をどうするのか、耐力度調査の結果によっては建てかえの時期も前後してくる場合がございます。

したがって、大規模改修後13・14年目に必ずしも建てかえを行うことを前提にしているものではございません。

そのほか、港小学校、吉浜小学校及び高浜中学校は、大規模改修後16・17年後に建てかえが予定をされ、南中学校は18・19年後に建てかえが予定をされておりますが、いずれも高取小学校同様に、大規模改修後十数年で建てかえを予定したものではありません。

推進プランへの記載上そのようにいたしておりますが、ただいま申し上げたとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 市役所本庁舎の整備事業について、変更前契約金額と変更後の契約金額の差額はどのようになるのかお答えください。また、当初の工事期間の遅延による工事費等についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 御答弁の前に、先ほどの長寿命化の更新費用のメリットのところ、296.6億円を試算しておりますと御答弁させていただきましたが、こちらを修正をさせていただいて、293.6億円でありましたので、申しわけありません。訂正をさせていただきます。

それでは、市役所本庁舎整備事業における契約金額の状況につきましては、当初契約は税別で30億7,734万円でありました。

その後、光熱水費を市が直接支払うといたしまして、税別で2億3,000万円を減額した28億4,734万円、第1回変更契約を締結し、次いで外壁アスベストの除去費用として税別で5,200万円を増額した28億9,934万円、第2回変更契約を締結しました。

その後、公租公課の取り扱いや工期変更に係る変更契約を行っておりますが、金額表記をしていないため、金額変更に係る第2回変更契約までの増減で申し上げますと、税別で1億7,800万

円の減額となっております。

ただ、光熱水費の減額につきましては、支払い先が変更になったもので、実質市の負担であることには変わりがないので、税別で1億7,800万円の減額は形式上の金額となります。

次に、2期工事が今月6月25日まで延長となることに伴います工期変更の変更契約はしておりますが、金額変更の方は行っておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 時間が大分過ぎておりますので、5月31日開催の全員協議会で、チャレンジスペースについては事業者が現在募集中とのことでしたが、広報等で使用者募集をしたこともないようであり、どのようになるのかの説明もないのはどうしてか、市民へのPRもなしに開設するのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） チャレンジスペース、情報カフェともいいますが、これにつきましては概要を申し上げますと、会議棟約169平方メートルの一部、約45平方メートルに設けるスペースであります。

事業者の募集に際しまして、市のほうから、会議室機能のほか多目的活用ゾーンとして市民の利便性や賑わいの向上に寄与できるよう配慮した提案を求めましたところ、事業者より提案があったものでございます。

概要は、地場産業の瓦や観光など、高浜市の魅力が情報発信できる場として、あるいは市民との協働の場として、あるいは地域密着型の売店として、情報カフェを含む会議棟を別棟配置とし、事業者の自主事業として運営をしていくというものでございます。

運営は市が直接行うものではございませんで、事業者が行う事業となりますことから、運営先の選定等につきましても、これは事業者が行っているところでございます。

次に、チャレンジスペース（情報カフェ）の説明及びPRについてでございますが、議会への御説明ということで申し上げますと、市議会あり方検討特別委員会には、平成27年1月22日に事業者によります提案内容のプレゼンテーションを行い、提案内容に対します御質問、これにはチャレンジスペースの御質問もございましたが、これに対します回答を2月3日に行わせていただきました。

また、6月22日には、基本設計の概要を御説明し、チャレンジスペースについての御質問をいただいております。

ただ、詳細ということにつきましては、現在事業者において運営先を選定中とのことでありますので、運営先が選定をされまして、運営内容、企画等の内容が、これが決まってくれば、市のほうも協力をしながら、随時の説明あるいはPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません、最後に1点、聞き忘れましてのでお答えください。

先ほど、市役所本庁舎の変更契約について、金額の変更はございませんと、そういうお話だったわけですが、市役所本庁舎整備事業においては工期が大幅に延長されましたが、通常民間では、工期が延長されると営業機会の損失ということで損害賠償の対象になりますが、市役所本庁舎整備事業では損害賠償を求めるといったような検討は行われたのかどうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま営業機会の損失に係る損害賠償という御質問をいただきました。

そもそも、市役所の庁舎は営業をして利益を上げる、そういった施設ではございません。

したがって、営業機会の損失といった観点からの損害賠償の請求ということは、検討いたしておりません。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） すみません、ちょっと私の認識不足かもしれませんが、アスベストの取り壊しの工事で工期を延長されて、当然、本当はもっと早く工事なんかも進む予定だったやつが、6月までにずれ込んだわけですね。

その間に、いわゆる駐車場の借地料とか、そういったものが当然、工期の延期によって期間も延びているわけですが、その駐車場の借地の費用だとか、そういったものやなんかも全然影響はなかったわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今回のアスベストの除去工事、これはまず、市の既存庁舎の外壁アスベストの問題から工期の延長に至っております。

したがって、外壁アスベストの処理費用も市が支払っております。

そうしたことから、工期延長に伴う駐車場の借り上げでありますとか、そういった費用については、まず相手方には請求をしないということが1点ございます。

2点目といたしまして、アスベストの除去がスムーズにいかなくて、3カ月間工期を延長いたしました。

これにつきましては、事業者の負担といたしておりますので、よく御存じのように予算にも計上いたしていないところであります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

長々と質問させていただきましたけれども、この公共施設の総合管理計画については、非常に皆さん方が心配している部分でございますので、ぜひとも、もっと皆さん方にわかりやすい情報

提供をしていただきたい。

今まで庁舎の建設、それから高浜小学校の整備計画、それから病院の中央公民館の取り壊し、そういったものはモデル事業として最初にやってきて、それがモデルとなって今後どのようなふうになっていくかという、そういったモデル事業で進めているはずですので、それを十分検証していただいて、この総合管理計画がスムーズに進みますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時15分。

午後3時07分休憩

午後3時14分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、神谷直子議員。一つ、ICT等を活用した情報発信について。以上、1問についての質問を許します。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で御質問させていただきます。

第6次総合計画後期計画が始まりました。

基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」の目標（1）「まちへの想いを育み、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくります」の中で、「この目標が目指す4年後のまちの姿」として、「まちの課題や目標が市民と行政で共有され、市民が市政を身近に感じ、市政に対する関心・理解、満足感が高まっています。」と掲げられています。

その「目標達成に向けての考え方」として、「市民と行政で共有されるよう積極的なコミュニケーションが重要」とあります。

そのために、「こんなことに取り組みます！」では、「市民と行政がお互いの考えを理解できるよう、積極的な情報発信を行うとともに、対話の場をつくります。」としており、アクションプランの1番目に、情報発信に関する取り組みを掲げています。

そこで、お尋ねしていきます。

現在、高浜市が行っている情報発信について教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現在、市では、毎月1日及び15日に発行している広報たかはまに加え、市公式ホームページ、フェイスブック、メールマガジンといったデジタル的な情報発信を行っております。

また、紙および電子媒体を活用した一方的な情報発信だけではなく、市民と対面し対話する中

で、市民の知りたいことをお伝えしていく、「まちづくりトーク&トーク」といった対話の場と
いった取り組みのほうも行っております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

アナログな情報発信である広報に加え、デジタルな情報発信についてもある程度行っているこ
とはわかりました。

では、実際に各媒体を利用されている利用者数について教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 広報たかはまにつきましては、毎号1万3,400部を作成し、町内会
を通じて町内会会員へ配布をするとともに、町内会の未加入者に対しましては、公共施設やコン
ビニへ設置することでお手元に届くようにしております。

また、平成28年1月1日号の広報たかはまからは、「マチイロ」といったスマートフォン用の
無料アプリを活用しまして、登録していただいた方には広報たかはまが発行されたというお知ら
せがされるとともに、いつでもどこでもスマートフォン等で広報たかはまを閲覧できるようにし
ており、現在では263人の方に登録をいただいております。

市公式ホームページにつきましては、平成29年の実績では毎月平均で1万1,000件のアクセス
がホームページにはされており、市内外への情報発信に寄与しておるところでございます。

また、市公式フェイスブックでは、平成30年6月8日時点で752「いいね」をいただいでおり
まして、752人の方に市からの発信した情報がプッシュ型で発信され届いているというような状
況でございます。

最後に、メールマガジンの利用者の数でございますが、御承知のとおり、分野別の情報ごとに
複数のメールマガジンがございます。

まず初めに、子育て支援情報を発信する子育て支援ネットワークメールマガジンでは、平成30
年5月19日時点で829人の方が御登録をいただいております。

次に、高齢者の行方不明情報を発信する認知症高齢者等見守りSOSネットワークでは、平成
30年3月31日時点で242人の方が登録をいただいております。

また、気象情報など防災に関する情報を発信する防災メールでは、平成30年5月29日時点で
3,647人の方が御登録をいただいております、学校行事や不審者情報を発信する小・中学校メールマ
ガジン、こちらについては幼保・小・中学校あわせまして6,057人の方が御登録をいただいで
いるという状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 総務省が発行している平成29年度の情報通信白書では、スマートフォンの
個人所有率は2016年で56.8%、中でも20代で94.2%、30代で90.4%、40代で79.9%、50代でも

66%となっています。

いつでもどこでも情報収集が可能となる個人端末を、多くの方が持つ時代となっています。

それが当たり前となった世代が年を重ねていくので、必然的に社会全体がその方向に向かっていくと考えられます。

そんな時代の変化の中、また、情報収集の手段が変わっていく中で、市としては現状の情報発信、特にICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）を活用した情報発信の課題をどう捉えているのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 議員おっしゃられますように、個人個人の情報収集の手段、特に若い世代の情報収集や通信手段等については、スマートフォンの普及とともに紙媒体からインターネットやアプリ、SNSといった電子的な媒体へと変化をしております。

そうした中で、ICTを活用した情報発信としまして、まず、ホームページについてでございますが、平成21年度、ちょっと前ですが全面リニューアルを行い、その後、平成27年度にトップページのリニューアルを行ってまいりました。

しかしながら、近年ではアクセス件数が減少傾向と、こちらについてはなっております。

こうしたことから、必要とする情報の検索のしやすさ、視覚的な情報の見やすさといった点など、アクセシビリティ、こちらはウェブサイト上における情報やサービスへのアクセスのしやすさという部分ですが、アクセシビリティについて課題があると感じております。

次に、フェイスブックにつきましては、情報更新回数が昨年度は163回と2日に1回のペースでございましたが、リアルタイムな情報発信が可能であるという点を生かして、もう少し積極的な発信が必要であると感じております。

最後に、メールマガジンにつきましては、特定分野に絞った活用となっているため、メールマガジンの種類によって利用者の数の差が大きくありまして、余り活用されていないものもあるという実態がございます。そこら辺が課題であると認識しております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 確かに、ホームページはわかりにくく、戸惑うことも私自身あります。

人は自分の欲しい情報しか受けとめないともいうので、こちらのスキルの問題だと思っていました。

今後、使いやすくなるように期待いたします。

さて、情報発信の課題について御答弁いただきましたが、その中で、ホームページについてはアクセシビリティの部分で課題があるとのことですが、特に近年では、高浜に住まわれる外国人の方が増加してきています。

そうした外国人の方への情報発信については、どのように考えておみえでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 高浜市の総人口に占める外国人の割合につきましては、法務省在留外国人統計、こちらの方で見ますと、平成29年6月末時点で6.88%となっており、愛知県内では高浜市は「最も総人口に占める外国人の方の割合が高い」となっております。

また、そういった背景を踏まえ、近年ではポルトガル語圏の方のみならず、ベトナム語圏の方が増加しているという状況がございます。

本市では、広報たかはまにて一部ポルトガル語ページを作成し、加えて平成28年9月より、ホームページにおきまして、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語への翻訳機能を追加し、月平均75回程度の利用が今現在はございますという状況にありまして、そういったような多言語対応に取り組んでまいりましたが、近年の動向を踏まえ、多言語対応へのさらなる対応が必要であると認識しておりますので、その具体的な対応策については今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） こちら、多言語の対応、私も確認させていただきました。

これ、アイコン部分に変化せず、その部分、アイコン部分というのが上にあるので、アイコンって、いろんなカチッと押すボタンですけれども、その部分が上の方にあるので、スクロールをしないと、多言語に変わったという、その言語が変わったことが理解しにくいので、そのような点も踏まえてアクセシビリティの向上を求めておきます。

次にメールマガジンですが、メールマガジンについては、受け手側がわざわざ調べて情報収集するのではなく、発信者側が登録者に発信できるプッシュ型の情報発信ツールでもあります。

もっと活用してはいかがでしょうか。

今の状態ですと、利用者側からすると、分野別それぞれに登録してというのは面倒でありますので、そのあたり連携はできないのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 議員おっしゃられましたように、行政が市民の皆様にお伝えしたい情報を広報たかはまやホームページに掲載するだけで、市民の側から情報を取りに来てもらうというのは、よほど行政情報に常に興味を持って見ていただいている方以外は難しいと思っております。

そうした部分で、市の情報を積極的にお知らせできるプッシュ型の情報発信ツールは非常に有効であると思っており、その活用については検討を深めていきたいと考えております。

また、議員言われるように、見ていただく工夫というところも大変重要であるとも認識しております。

次に、情報発信の連携という部分でございますが、さまざまな部署でさまざまな情報発信が今現在行われております。

既存の情報発信ツールを他の部署が利用することや、市民が情報を取りやすいようにポータルサイトを構築するなど、横の連携を図り、登録情報の一元化などを図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

このプッシュ型の情報発信というのは、角度を変えると、高浜市のファンをつくるという部分で考えられると思います。

私は数多くのメルマガを購読しておりますが、毎日待ち望むようなメルマガもあれば、これは開かなくてもいいかなと思うようなメルマガもあります。

現在、高浜市の発行しているメルマガも、誰かにちょっと出したいくなるようなクイズが入っていたりとか、子育てのメルマガなどは毎日の育児に励ましの言葉などが見られます。

おのおので工夫はされていると思いますが、ですがもう一步、メルマガの購読者は利用者でもありますけれども、さらに高浜市のファンであり、市への愛着を育むような工夫があるといいと思います。

次に、高浜市が現在利用しているSNS、ソーシャルネットワークサービスのフェイスブックについては、双方向でのやり取りができる情報発信ツールであります。

その利便性が生かされていないと感じていますが、いかがでしょうか。

お隣の半田市では、道路の陥没等の状況を市民側から情報提供できるようにしているそうです。

これは「マイレポはんだ」といって、市民が行政に直接情報を届けることができるものです。

この導入は、高浜市で言うと、町内会を使って進めているとお聞きしました。

町内会の会長さんの役割の負担軽減にもつながったと聞いております。

例えば、LINEは位置情報をそのまま送信できます。このお店にいるよとか、私も利用することがあります。

便利な機能は利用すべきではないでしょうか。高浜市としての考え方を聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現在の高浜市におけるフェイスブックの運用状況ですが、双方向性を生かしてという点では、市の投稿に対してコメントをいただく場合もございます。

その際には、回答が必要なコメントにつきましてはフェイスブック上で回答をしているという状況でございます。

また、以前、大雨の際に浸水被害などあった場合には、現場の状況についてコメントしてほしいと市民の皆様にフェイスブック上で呼びかけたこともございました。

御質問にありました、半田市さんが行っている「マイレポはんだ」のように市民から市への情報提供、発信といったものは、現在は考えてはおりませんが、まずは既存のフェイスブックページを市民の皆様にはしっかりと浸透をさせていって、その延長線上の中でさらなる活用については検討・対応していきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） ありがとうございます。

以前、「しあわせづくり計画」では、市民がまちのために自分ができることを通じて発信できるよう、フェイスブックを通じて発信ができるようにフェイスブックページを立ち上げたところ記憶していますが、その活用はどうなっているのでしょうか。

また、最近は簡単に動画をつくれると、その時にグループで発表していたような記憶がありますが、その後の進捗状況はいかがでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 平成27年度に策定をいたしました高浜市しあわせづくり計画では、自分たちのまちのために自分ができることを見つけ、まずはやってみよう、そしてやってみたこと、参加した活動のこと、自分たちの活動をどんどん発信して広めていこうという目的で、市民の誰でも投稿できる「しあわせづくり計画」のフェイスブックページを立ち上げたところがございます。

ただ、その後、31回の動画を含めた、画像の部分もありましたが発信を行ってまいりまして、107人のいいねというものをいただいておりますが、ただ、近年はなかなか投稿がないというような状況でございます。

当初は、市の若手職員で構成するしあわせづくり実践プロジェクトチームで行った活動を発信することで、市民からの発信を促していこうと考えておりましたが、写真等の画像での発信ではなくて、動画による発信ということで、活動状況を動画で撮影し編集するといったことがハードルとなって、なかなか投稿されないのではないかとこの点や、趣旨に沿った投稿をいただけるようなルールがまだ整備できていないようなところ。そもそも「しあわせづくり計画」のフェイスブックページ自体が認知されていないというところ。そういったところが現時点での課題であると考えております。

市内では、町内会やまちづくり協議会、その他さまざまな団体・個人が地域やまちの課題を解決するために活動をされており、最近では、質問の中にもございましたが、簡単に動画編集できるアプリ等もございますので、既に行われているそういった活動・事象も含め、数多くの活動が「しあわせづくり計画」のフェイスブックページを通じて発信をされ、活動の輪が広がっていくよう、PRのほうをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） この「しあわせづくり計画」のおいしそうな顔とか、例えば市役所職員の方のお昼のお弁当づくりですとか、お誕生日お祝いですとか、そういうのを毎日上げていくだけでもかなりの幸せが皆さんに届くと思いますので、少しの工夫で盛り上げることができると思いますので、また工夫をして頑張ってくださいと思います。

それらは、今後PRするだけで投稿されるようになるのでしょうか。そういった仕掛けづくりが必要なのではないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 議員おっしゃられますように、実際PRするだけでは難しいとおっております。

市内には、自分たちの地域で活動され、地域でされている活動を既にフェイスブック上でアップされている方も多くおられます。

また、動画編集を得意とする方も市内には多くみえると思っております。

そうした方々にお声がけをさせていただくことで、発信を強化していきたいなども考えております。

また、今年度より、より市民の方々に見ていただける広報、ホームページ、フェイスブックとしていくために、アクションプランの事業名も情報発信パワーアップ事業として、4つの取り組みを掲げました。

その1つとして、地域のイベント等において写真や動画を撮影いただき、写真データやコメントなどを投稿していただくといった市民記者制度の導入を今年度予定しております、今後、そういった市民記者の公募を行い、募集をしていきたいと考えております。

そうした方々のお力をおかりしながら、投稿の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 市民記者制度は、市民の方々の活躍を楽しみにしています。

現在でも、記録になると写真をたくさん残してみえる方もみえるので、もっと輪が広がると思います。

SNSによる情報発信では、単にあつた出来事を発信するだけでは、利用者の増加は見込まれないと思います。

発信する側の思い、伝えたい、伝わるような投稿、文章の書きぶりが重要であると思います。

私自身も毎回四苦八苦しています。その苦労は理解しているつもりです。

その四苦八苦ぶりが、ファンをふやすことにつながっていくのだと思います。

私は、SNSやメルマガを通して投稿者の成長ぶりを楽しみにしていることもあります。

そういった工夫はどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） SNSを活用し、情報を発信していくに当たり、議員言われるように、単に文章を羅列するだけでは、受け手側の関心を引き続けることは難しく、利用者、ファンの増加にはつながらないと感じております。

フェイスブック導入時には、外部講師をお招きし、職員を対象にしたフェイスブックの投稿に関する研修を行ったこともあり、その際にも、写真の撮り方だったり文章表現につきましては大変重要であるとの講師からお話がありました。

また、インスタグラムで1万人近くのファンを現在獲得している田原市、県内の田原市の広報の担当の職員との意見交換をした際に、同様に伝えたいことがどうやったら伝わるのか、文章表現についても担当者間で議論しながら、その都度投稿していると、大変苦勞しているというような話をいただきました。

本市では、自治基本条例の趣旨を踏まえ、作成いたしました参画・協働・情報共有のガイドラインを活用し、新人職員の研修の際に、情報共有の大切さをまず最初に伝えております。

また、毎年各グループに1名配置をしております広報主任者を集めた広報主任者会議においても、市としての情報発信に対する意識を共有しているところでございます。

今後も、伝える、そして伝わる表現方法について、研修等を通じて職員一人一人のスキルアップを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） フェイスブックは750の方が「いいね」をいただいていますとおっしゃっていましたが、これ、「いいね」でつながったら、その方のページに必ずアップされるものではありません。

常時その方とのコミュニケーションがあって、初めて750の方とつながれるので、これ、フェイスブックは仕様が変わるたびに、そのページにアップできるかどうか変わってきますので、そういった情報も勉強していただいて、やっていただきたいと思います。

熊本地震の時、福岡市の高島市長のツイッターの呼びかけでたくさんの支援物資が集まったことは、ニュースなどでお聞きになったことがあると思います。

あの後、高島市長みずからその話をしていたのをお聞きしたことがあります。

市長は、情報発信は一人一人が身につけなければいけないとおっしゃっています。

災害時にも情報発信の力は利用できます。

多すぎてパニックになることもあると思いますが、上手に活用すること、普段から利用していることが大切だと思います。

今後に期待したいと思います。

また、横浜市資源循環局がホームページで公開しているチャットボット「イーオのごみ分別案内」がツイッターで話題になりました。

LINEのような画面に捨てたいごみの名前を入力すると、マスコットのイーオが捨て方を教えてくれるサービスで、ここに「旦那」と入力した方がみえて、その絶妙な回答があったので、ちょっと御紹介します。

イーオが「ごみの名前を教えてくれたら捨て方を案内するよ」そうすると、投稿者の方が「旦那」と入力しました。

するとこんな答えが返ってきたそうです。

「本当に！！「人間は判断力の欠如によって結婚し、忍耐力の欠如によって離婚し、記憶力の欠如によって再婚する」ってアルマン・サラクルーの作品で言っていたよ。忍耐力を鍛えてみたら、どうかな。」フランスの劇作家アルマン・サラクルーの言葉を引用した回答に、「すばらしい」、「的確なお答え」など、反応が集まったそうです。

また、おとといの新聞ですが、厚生労働省が3月の自殺対策強化月間に集中実施をしたSNSを使った自殺相談は、SNSが有効な方策になるという分析結果が出ました。

LINEを利用したサービスが圧倒的に多く、履歴が残るので相談員が交代しても同じことを聞かずに済むとか、対面や電話相談の苦手な人を相談につなげることができたという肯定的な意見が出たそうです。

今回は情報発信ということなので、相談ということは広げ過ぎなのかもしれませんが、今後SNSを活用した情報提供、例えばLINE@やツイッターなど、今後新たに取り組む予定はありますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） SNSを活用した新たな今後の取り組みというようなところの御質問だったと思いますが、今後の新たな情報発信ツールの利活用につきましては、そういった情報発信の手段、方法をふやすというところにつきましては、市民の皆様には情報が伝わる媒体がふえる、それはよいことだと考えております。

ただ、反面、情報発信の手段をふやせば、それだけ職員、発信する側の業務量も増加してくることがございます。

LINE@などは、近年では自治体の利用は無料で活用できるようになっており、また、日常的にLINE、こちらを使われる方も非常に若い方を中心にふえてきておるといふところも承知しておりまして、LINE@を活用する自治体も既にたくさんふえてきているということは存じ上げております。

そういったような背景を踏まえまして、職員の業務量の増加は抑えつつ発信を強化するためには、各媒体を連携させていくことがやはり必要不可欠であると考えております。

さらなる情報発信ツールの活用については、今後そういった点を考慮しつつ検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 最後になります。ICTを活用した情報発信を含め、今後高浜市としてどのように情報発信の強化に取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今後の情報発信の強化ということでお尋ねをいただきました。

先ほど、各議員さんからも情報発信という部分で非常に多くの御質問をいただいたように感じますが、今後は広報たかはま、ホームページ、フェイスブックなどさまざまな媒体を通じて、ただ単に情報発信するというだけではなく、それぞれの媒体が持っている特性、それから受け手の側、いわゆるターゲットを絞っていくかということが必要であるというふうに考えております。

例えば、高齢者の方に対しては、やはり紙媒体での情報発信がいいのではないかと。また、若い世代の方に対しては、ホームページやSNSといったICTを活用した情報発信のほうがいいのではないかと。

そうした場合に、紙媒体の広報たかはまではどんな情報を掲げていくのがいいのか。ホームページやSNSではどういった情報の表現や発信の方法がよいのかと、そういったところを分析をして、情報発信の手段ごとに役割を明確にしつつ強化をするということで努めていきたい。

それから、各種の媒体を通じた発信だけではなく、昨年、この総合計画の後期基本計画の策定の折に実施をしております「たかはま未来カフェ」、これは皆さんにお集まりをいただいて、膝を交えて、人と人との対話を通じて情報を拡散していくというような場を設けました。

情報発信の媒体ごと単体で考えるのではなく、戦略的にトータル的に情報発信のほうを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） 高浜市が目指すまちの将来の実現に向け、市民とともに力を合わせていくためには、まちの情報を知り、共有することから始まります。

そして、それが最も大切な根幹だと思います。

部長おっしゃられたように、さきに立たれた皆さん、情報発信の重要性を訴えてみえました。伝える情報から伝わる情報にしていくこと、心理学では人は必要な情報しか受けとらないともいいます。

ふだん目にとまらないようなことも、何々を探してとって目を凝らせばすぐに見つかることがあります。

また、人は、耳からの情報、数字で理解する人、目からの情報、ビジュアル・見た目理解す

る人、手や感覚、におい、肌ざわりや質感で理解をする人で、同じものを表現するにもキャッチする、ひっかかるものが違うといえます。

さまざまな工夫を凝らしていただきたいと思います。

市民の皆様には正しい情報が確実に届くとともに、市民の思いも市としてしっかりと共有していただけるような、時代の流れに即した戦略的な情報発信を期待して質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時55分。

午後3時46分休憩

午後3時54分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、防災行政について。一つ、教育行政について。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従い、防災行政と教育行政について、2問質問させていただきます。

初めに防災行政について質問をさせていただきます。

南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が懸念される中、4月14日、西三河に1日に3度も地震が発生しました。午後3時13分の震度4の地震には、大地震が起こったのではないかと恐怖を抱いた人も多くみえたのではないのでしょうか。地震などの災害に対する備えや意識が弱くなりつつあったこの時期、改めて地震に対する備えの必要性を痛感した方も多くみえたことと思います。

巨大地震が起こっても、行政の支援はすぐには届きません。住民一人一人の自助、地域の共助の力を促進し、地域の防災力を高めることが何にもまして大事です。

みずから率先して防災活動に取り組む地域防災リーダーの養成は、大変重要な防災対策といえます。本市においては、地域防災リーダー養成講座が開講されて今年で4年目を迎えます。

以下、何点かについてお聞きします。

過去3回の参加人数と講座内容について、今年度の申し込み状況について、養成講座修了者の方が地域でどのような活動・取り組みをしてみえるのでしょうか。

養成講座修了者の中で、より高度な専門的な知識や技術の習得を希望している人のために、受講費用や資格取得費用の補助の検討をしていただきたいと思います。

次に、外国人対象の防災訓練について質問します。

外国人は、言語上の問題から、災害時には多くの支援が必要です。もちろん、災害時には自分の身は自分で守ることが原則です。日々の備えとともに、知識・技術を身につける

防災訓練に参加していただくことも大変重要であります。

ことしの3月には、3回目となる外国人を対象にした防災訓練が実施されました。

以下、何点かについて質問をさせていただきます。

市内には何人の外国人が住んでみえるのでしょうか。また、過去3回の防災訓練の参加人数と訓練内容についてお聞きします。

2回目と3回目は吉浜で実施されましたが、今後の開催場所の計画についてお尋ねをします。

以前、一般質問でも質問させていただきましたが、防災・減災で重要なことは、お互いを知ることです。

外国人の総合防災訓練への参加は、大変意義のあることと思います。参加取り組みについてのお考えをお聞きします。

市内には外国人の方が多くの地域に住んでみえます。地域防災リーダー養成講座を受講している方にも外国人を対象にした防災訓練に参加していただくことは、学ぶべきところがたくさんあると思います。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

2問目の教育行政について質問します。

ことしも例年に増して猛暑が予想されています。学校の暑さ対策等についてお聞きします。

2点お聞きします。

第1点目の学習環境の向上についてお聞きします。

文部科学省は、学校の教室の望ましい温度の基準を54年ぶりに改定することになりました。1964年の通知以来、「10度以上30度以下」としてきたのを、「17度以上28度以下」へ変更。熱中症対策の必要性が高まったことや、家庭にエアコンがあるのが普通になったことなどから、冬の最低温度を上げ、夏の最高温度を下げる基準が示されました。

これは、2016年度に開かれた有識者検討会で、1964年数値の基準は子供たちの快適な学習環境にふさわしい温度ではないとされたことにより、見直しが決まったものです。

厚生労働省が事業所の室温基準を17度から28度と定めていることを参考に、学校へのエアコン設置も進み、温度管理がしやすくなってきたことが背景にあります。

以下2つについて質問します。

1つ目は、今回、学校の教室の室温が「17度以上28度以下」という改定を出されましたが、市内の学校の普通教室の状況についてお伺いします。

2つ目は、学習環境向上のため、普通教室には扇風機が設置されていますが、さらなる学習環境向上のため、冬の寒さ対策のためにも普通教室のエアコンの導入に向けての検討が必要ではないでしょうか。

2点目として、小学校の運動会についてお聞きします。

初めに、5月に開催された高浜小学校の運動会についてお聞きします。

昨年まで9月に開催してきた運動会を、今年度は5月に開催しました。5月に開催した理由をお聞きします。

他市でも、運動会を5月に開催している小学校も多くあります。市内の他の4小学校においても、5月に開催する計画はあるのでしょうか。

高浜小学校の運動会で、何人かの児童が体調不良を訴えたと聞いております。詳細をお聞きしたいと思います。

2つ目として、小学校の運動会の時間短縮、午前中開催の運動会についてお聞きします。

大人でも炎天下に長時間いることは体に負担がかかります。ましてや、体がまだしっかりできていない低学年等の児童にとっては、かなりの負担だと思います。

時間が短縮されれば、競技種目が減って、子供の順番が減って、つまらないとかおもしろくないといった声も出ると思います。

また、子供たちと一緒に昼の弁当を食べることを楽しみにしている保護者もいるでしょう。

時間短縮、午前中開催の運動会は、さまざまな理由から各地の小学校で取り組まれています。札幌市では、英語の授業時間の確保、昼食のお弁当をつくらなければならない保護者の負担を減らす目的で、午前中だけ開催の小学校がふえています。安城市では、公立小学校21校のうち、昨年の2校からことしは9校が午前開催の運動会に踏み切りました。長時間屋外に出ることによる熱中症の対策、今後正式な教科による英語などの学習時間確保のため、運動会の練習時間を少なくしたいというのが主な理由だそうです。

熱中症など児童の健康管理などを考えると、時間短縮、午前開催の運動会を検討することは大変重要であると思います。御見解を伺います。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、小嶋克文議員の御質問の1問目、防災行政について。

（1）地域防災リーダー養成講座について、（2）外国人対象の防災訓練についてお答えをいたします。

初めに（1）地域防災リーダー養成講座についてお答えをいたします。

近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震、近年増加傾向にある集中豪雨などの自然災害に備え、災害に強いまちを構築するには、公的機関が行う対策に加え、地域防災力の強化が欠かせません。

これまで発生した災害を見ても、その規模が大きいほど、公的機関による公助だけでは限界があり、特に発災直後から数時間後の初動対応においては、自分の命は自分で守る自助、近隣住民など地域で助け合い、互いの命を守る共助の取り組みが重要となります。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により倒壊した建物から救出された

人の約8割が、家族や近隣住民などにより救出されています。

このことから、日ごろから地域における防災・減災活動の中心的な役割を担う人材を育成し、市民一人一人の防災意識を高めておくことが重要となります。

その対策の1つとして、平成27年度より地域防災リーダー養成講座を開催し、平常時における防災意識の啓発や訓練、災害時における救助・救命、被災状況の把握、避難所の運営など、地域防災のかなめとなるリーダーの育成に努めております。

最初に、これまでの講座の内容等について申し上げます。

講座は、東日本大震災、熊本地震、関東・東北豪雨などの被災地で避難所運営など各種の災害対応に従事しているNPO法人と協働で実施をしており、毎年、基礎編、避難所編を開催しています。また、3年目となる平成29年度からはフォローアップ編を新たに実施し、地域防災リーダーのスキルアップに取り組んでいます。

基礎編では、これまで発生した大規模災害の現状と課題などを踏まえ、地域でできる防災・減災対策についてワークショップ等を実施しています。

避難所編では、東日本大震災や熊本地震など、避難所環境の実態と課題を踏まえ、誰もが安心して過ごせる避難所運営のポイントなど、会場を避難所に見立てた演習なども交え実施しています。

フォローアップ編では、自身や家族の命を守るための重要な対策の1つである家具の固定について取り組んでいます。

なお、本年度のフォローアップ編でございますが、昨年度の受講者のアンケート結果を踏まえ、評価も高かったことから、引き続き家具の固定を実施していく予定でございます。

次に、これまでの参加人数及び参加者の属性、本年度の実施予定等について申し上げます。

最初に参加人数でございますが、平成27年度から平成29年度の3年間で延べ280人の皆様に御参加いただいております。

年度別で申しますと、平成27年度は延べ72人、平成28年度は延べ77人、平成29年度はフォローアップ編も含め延べ131人となります。

次に、参加者の属性では、町内会の防災部長、まちづくり協議会の防災グループリーダー等に加え、赤十字奉仕団や婦人の会など女性の皆様にも多数御参加いただいております。

また、平成29年度からは、高浜の防災を考える市民の会が実施する子ども防災リーダー養成講座及び中学生防災・減災アカデミーの受講生にも周知を図り、中学生等にも御参加いただいております。

なお、本年度については、6月30日土曜日に基礎編、7月14日土曜日に避難所編、8月19日日曜日にフォローアップ編を予定しております。

6月15日号の広報たかはまやホームページなどを通じ、参加者を募集するとともに、6月初旬

に町内会、まちづくり協議会、高浜市赤十字奉仕団、高浜市婦人の会、高浜の防災を考える市民の会など、日ごろから防災・減災活動に取り組んでいる市民団体に対し、個別に案内を送付したところでございます。

このように、地域防災力を高める取り組みの1つとして、地域防災リーダー養成講座を実施しておりますが、市民の皆様には講座を受講していただくことが目的ではなく、講座で学んだことを地域の中で実践に結びつけていただくことが重要となります。講座の開催時期についても、毎年9月に実施される市総合防災訓練などにつなげていただけるよう、本年度より基礎編、避難所編、フォローアップ編全てを6月から8月の3カ月間での実施といたしました。

次に、地域防災リーダーによる実践例について申し上げます。

昨年度の市総合防災訓練では、講座で学んだことを踏まえ、地域防災リーダー等が中心となり、避難所の開設訓練や感染症対策に関する訓練などが実施されたとともに、町内会が独自で実施している防災訓練では、運営スタッフのかなめとして訓練内容の組み立てや啓発活動などで活躍されています。

現在、本年度の市総合防災訓練に向け、まちづくり協議会の防災グループ会議などで訓練内容等の検討を進めています。メンバーの中には、これまで地域防災リーダー養成講座を受講した方も多数参加されていますので、より実践的な訓練の実施に向け、引き続き調整を図ってまいりたいと考えております。

最後に、防災士など資格取得のための費用補助について申し上げます。

本市が実施する地域防災リーダー養成講座は、本市独自の取り組みとなりますが、より専門的な知識と技能の習得を目指す人のために、小嶋議員も既に取得されてみえますが、全国的な取り組みとして、NPO法人日本防災士機構が認定する「防災士」という制度がございます。

本市においても、防災士の育成を図ることは、地域防災の推進に限らず、地域全体の防災・減災対策にも大きな力となることから、必要な取り組みであり効果も高いと考えております。

御質問にありますとおり、費用の一部を補助することで受講しやすくなり、一定の効果も期待できます。

これまでも、一部ではございますが、講座を受講された方に、愛知県が主催する「防災・減災カレッジ」の受講、防災士の資格取得などをお勧めしたこともございました。しかし、費用面に加え、講座の受講期間や会場が遠方であることなどを理由に辞退されたケースも少なくない状況でございました。

防災士をふやすためには、費用面以外の課題にも取り組んでいく必要があります。補助制度を含む防災士の育成に関し、近隣自治体へ状況調査を実施するとともに、本年度の講座受講生に対し意向調査を行うなど、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、(2) 外国人対象の防災訓練についてお答えをいたします。

最初に、市内在住の外国人の状況等について申し上げます。

以前より、本市の外国人の人口割合は県内でも上位で、本年6月1日現在の数値となりますが、総人口4万8,347人に対し外国人は3,402人で、総人口に占める外国人の割合は7.04%となっております。これは県内の自治体の中でトップの割合となります。また、国籍では、最も多いのがブラジルで、次いでベトナム、フィリピン、中国、韓国・朝鮮となります。このような状況の中、外国人に対する防災・減災対策を推進することは、本市が取り組む課題の1つと認識しており、問題解決に向けた手法の1つとして、平成27年度より外国人を対象とした防災訓練を、さきの地域防災リーダー養成講座と同様に、NPO法人と協働で実施しております。

次に、これまで実施した3年間の訓練の参加人数について申し上げます。

平成27年度は25人、平成28年度及び29年度はそれぞれ45人で行いました。初めて実施した平成27年度の参加状況等を踏まえ、外国人が多く居住する地域で開催することがより効果的であると考え、平成28年度からは県営吉浜住宅周辺で実施しております。また、周知の方法として、職員によりポルトガル語と日本語で書かれたチラシを県営吉浜住宅全ての世帯にポスティングするとともに、ポルトガル語による広報車での巡回なども実施し、参加者の拡充に努めてまいりました。

次に、訓練の内容でございますが、地震発生時の避難行動、避難所、災害時に覚えておくという言葉などをポルトガル語で記載した「高浜市地震ガイドブック」をNPO法人と協働で作成し、これに基づき、通訳つきで講義を実施するとともに、演習として地震体験車による揺れの体験、煙体験、消火器の使い方、助けを求める時の声の出し方、ブラジルの食材による炊き出しなどを行っています。

さらに、平成28年度からは、地元の町内会やまちづくり協議会の皆様にも案内を出し、訓練に参加いただくことで、お互いの交流の場としても活用しています。

御質問にありました地域防災リーダーの参画については、これまでは十分な周知が図られておりませんでした。

今後は、事前周知に努め、地域防災リーダーが訓練の中で活躍できる機会を提供するなど、NPO法人とも調整を進めてまいります。

次に、毎年9月に実施しております市総合防災訓練への外国人の参加について申し上げます。

毎年、8月15日号広報たかはまのポルトガル語による情報コーナーの中で、タオルがけや地区訓練への参加を呼びかけておりますが、なかなか参加には結びついていない状況でございます。

外国人防災訓練参加者との連携、通訳が在籍する市役所窓口へのポルトガル語による案内チラシの設置、また公民館等で定期的に行われている外国人の集まりでのチラシの配布など、さまざまな情報ツールや場を活用する中で、参加促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の外国人防災訓練の開催場所について申し上げます。

これまで、平成27年度は高浜エコハウス、平成28年度及び29年度は八幡町・新田町町内会館「きずな」を会場に3年間実施してまいりました。

現時点では未定はございますが、本年度は外国人が多く居住する地域を再調査し、県営吉浜住宅のある吉浜小学校区とは別の学区での訓練の実施を目指すとともに、今後は地域とも連携を図りながら、小学校区単位で訓練会場を巡回するなど、身近な場所で訓練に参加いただける環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、外国人に限ったことではありませんが、防災訓練への参加など市民一人一人の防災・減災意識を高め、地域防災力を推進し、安心・安全なまちを構築していくためには、御質問をいただきました地域防災リーダーの育成、外国人を対象とした防災訓練の実施は、本市が取り組むべき重要な防災・減災対策の1つであると考えています。

地道な活動とはなりますが、地域や関係機関とも連携を図りながら、今後も継続して進めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） 続きまして、小嶋克文議員の2問目、教育行政について。（1）学習環境の向上について、（2）小学校の運動会についてお答えさせていただきます。

まず（1）学習環境の向上について。

このたび、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、学校環境衛生基準の一部を改正する件が公布され、本年4月1日に施行されました。

その中で、教室の「温度基準」として、「健康を保護し、かつ快適に学習する上で、おおむねその基準を遵守することが望ましいもの」として、「17度以上28度以下」という温度に留意することが示されました。

温熱環境は、温度、相対湿度、気流や個人の体感等により影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては、温度のみで判断せず、そのほかの環境条件及び児童・生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による温度調節も含めて適切な措置を講ずることが求められています。

そこで、高浜市内の各学校の状況ですが、温度計は各教室に設置されており、さきに述べたとおり、温熱環境はさまざまな条件により影響を受けやすいため、一年を通して担任が毎朝、換気、温度、明るさやまぶしさ、騒音等について教室環境の確認を子供の健康観察とあわせて実施し、チェックしています。

暑さ対策としては、各校の判断で、夏季は28度を基準に扇風機を使用し、児童・生徒は水筒を持参していますので、子供の様子をよく観察し、こまめに水分補給をするように指導し、熱中症等による体調不良が起こらないように対策を講じています。

また、運動場や体育館での授業の時には、定期的に気温・湿度を計測し、その状況により熱中症対策を講じます。必要に応じて、携帯型熱中症計を担当が持って確認をし、活動の内容、時間等をコントロールしています。夏季の部活動についても、毎年この時期の校長会において、気温35度以上の場合は練習を原則禁止の徹底、可能な限り午前中の練習を中心に実施することを確認しています。

また、学校の構造は、一般的なオフィスと異なり、採光や風通しを最大限に考えた設計がしており、教室の窓を開けて風通しをよくすることにより、一般の方が思うほど暑くはなりません。

一方、寒さ対策としては、今までは小学校では気温が10度以下を基準に、各教室で灯油ストーブや石油ファンヒーター等を入れてきました。今後は、新たな基準に応じて対応していきたいと思えます。

また、衣服を重ねて着る、靴下を重ねて履く、あるいは必要に応じてカイロを使用するなど、子供自身が自分の体調を管理できるように指導していくことも重要であると考えております。

次に、普通教室へのエアコン導入に向けての検討の必要性についてお答えします。

エアコンの設置については、文部科学省が公立学校施設における空調の設置状況について、平成10年度よりおおむね3年に1度調査を実施しています。

平成29年4月1日現在の調査では、全国の小・中学校への空調、エアコンの設置率ですけれども、41.7%で、平成26年度調査時の29.9%と比べて11.8%の増加となっています。また、愛知県の空調の設置率は27.8%と、平成26年度調査時の16.4%と比べて11.4%の増加となっています。

近年、エアコンの設置が進んできている状況がうかがえます。

本市の学校施設では、保健室、図書室、コンピューター室等の特別教室や、校長室、会議室、職員室等の管理諸室にエアコンを設置し、普通教室には設置されていません。また、吉浜小学校のプレハブ教室や、名鉄の騒音や校舎取り壊し時の騒音・粉じん対策として、現在建設中の高浜小学校の各教室への設置を進めております。

そこで、エアコンの設置に対する考え方ですが、エアコンの活用は教室の温度を調整する方法としては有効であると考えてますが、子供たちの健康管理をする上で弊害もあると考えています。

元気に外遊びをすることにより、体力の向上を図る小学校期の子供たちが、エアコンに頼り、一定の温度下で長時間過ごすことがふえることが想定されます。その環境になれてしまうと、体の体温調節機能も十分に機能しなくなり、やがて衰えてしまい、ますます熱中症にかかりやすい体質を助長してしまうおそれもあります。現在、衣服による温度調節も含め、夏季の扇風機、冬季の灯油ストーブ等の活用で対応できていますので、できる限りエアコンに頼らずに学校生活を送ることが望ましいと考えます。

また、エアコンの設置には、初期投資やランニングコスト及び更新に係る経費が定期的に発生

し、大きな財政負担が見込まれます。限られた財源の中であり、今後は学校ICT環境の整備や照明のLED化、トイレの洋式化といった優先度の高いものが控えていますので、財政的な課題を整理する必要もあります。さらに、地球温暖化につながるエネルギー問題や環境問題についても十分に配慮していかなければならないと考えています。

一方で、近年は気温30度を超える真夏日の到来が早くなるとともに、日数も長くなる傾向にあります。

また、今回の改正で、望ましい温度が「17度以上から28度以下」に変更されましたので、この機会に高浜小学校を除く各小・中学校の普通教室の室温を測定することといたしました。既に、6月の校長会において測定用の温度計を渡すなど、測定に向けた準備を進めているところです。測定は、夏休みの前後1カ月間と、冬季の1月と2月を予定し、各学校の温度が高い教室と低い教室2教室で実施します。その結果を受けて、子供の体調または健康管理に大きな影響を及ぼすようなことがあれば、必要な対策を講じていきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、(2) 小学校の運動会についてお答えさせていただきます。

高浜小学校において5月に運動会を実施した理由と、他の小学校4校の計画についてお答えさせていただきます。

今年度、高浜小学校では5月12日土曜日に運動会を開催しました。春に開催する理由は3つあります。まず、1つ目です。これまで旧2学期の学校行事が集中し、行事に追われて過ぎず状況でした。

そのため、行事の簡素化、分散化が大きな課題となっていました。春に開催することで、効果的かつ短い期間で取り組むことができるプログラムを工夫することになります。運動会練習に割く期間や時間が少なくなり、教科の授業時間数も確保できます。さらに、春に実施していた6年生の修学旅行を、社会科の学習進度にあわせて秋に実施する予定があるため、春に運動会を移動させました。

2つ目は、春は9月残暑が厳しい時と比較して過ごしやすい気候であり、練習時間も含めて活動しやすいことです。また、秋は台風による天候不順の影響も受けやすい時期ですので、春の開催が望ましいと考えました。

3つ目が、運動会を仲間づくり・学級づくりの機会として効果的に活用する狙いがあります。年度初めに、運動会の練習を通して、学級・学年のきずなを深めます。高浜小学校では、今年度の取り組みを振り返り、成果を検証していきます。

他校の動向としては、すぐに来年度から春での開催を決めている学校はございません。しかし、何らかの見直しを図っていく必要性を感じています。他の4校中2校が、2年後の平成32年度から春に運動会を開催する方向で、具体的な検討、関係諸団体との調整に入っております。1校が、

春に移行していききたいという考えはありますが、校内で他の行事との調整を図っている段階で、実施時期は決まっています。1校は具体的な検討には至っておりません。

続いて、今年度の高浜小学校において、体調不良を訴えてきた児童についてお答えします。

体調不良を訴えた児童は、午前中4人、午後6人おりました。しかし、いずれも重篤なものではありませんでした。午前中の4人の児童の様子ですが、早退者2人、うち1人は通院し、処置を受けました。残る2人は、体調が回復したので午後の競技に参加しました。午後の6人は、終了間際に体調不良の訴えがありましたが、特別な措置を要するものではありませんでした。

秋に開催しても、暑さから体調の不調を訴える児童は少なからず出てきます。本年度は春の開催で、気候的には秋よりも活動しやすいコンディションではありましたが、結果的に10人の体調不良者が出てしまいました。

原因を考えてみますと、練習期間中から運動会前日まで天候不順な日が多く、気温もさほど上昇しない日が続いていました。しかし、運動会当日は好天候で、急に気温も上がり、体が適応し切れなかった子供が多かったのではないかと考えます。

当日、教職員が子供たちへ水分の補給や赤白帽子の確実な着用等の指導を徹底していましたが、競技や応援に夢中になってしまっていた子供もいたと考えます。

続いて、運動会の時間短縮、午前開催の運動会についての教育委員会の見解をお答えします。

全ての小学校において、新学習指導要領の完全実施に向け、運動会だけではなく学校行事の見直しや精選を図らなければならないと考えています。その中で、運動会の半日日程による開催も1つの方策であると考えます。

教育課程の円滑かつ有効な実践の方向性、行事の目的、子供の思いや負担、保護者や地域の思い、多くの視点から各学校が特色を生かした行事のあり方を見直していきます。

基本的に、学校行事は、各校の教育目標を達成するために、学校の特色や地域性を考え、各校が独自に定めていくものであり、画一的に市内で統一するものではありません。

行事のあり方については、校長会でも情報共有し、今後もよりよい方向性を全教職員で考えていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 御答弁ありがとうございます。

最初に、防災行政について2問、再質問をさせていただきます。

この3年間で延べ280人の方が講座に参加され、さらには町内会やまちづくり協議会で防災訓練の運営スタッフとして活躍されているとの答弁がございました。

まさに高浜市の防災・減災にとって大きな力、塊ができたことは言うまでもありません。今後大いに期待をさせていただきます。

以前、講座修了者に対してステップアップ講座なるものを開催するという予定を聞いたことが

あるんですけども、この予定ってどうでしょうかね。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） ステップアップ講座の関係でございますが、答弁の中でも申し上げました、昨年度より実施しておりますフォローアップ講座をステップアップ講座と位置づけて昨年度より家具転倒のほうに取り組んでおるという状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ということは、このフォローアップ編には、以前の27年度、28年度の受講者もこれ参加されているわけですか、これは。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 基礎編と避難所編につきましては幅広く募集をかけておりますが、フォローアップ編につきましては、これまで受講をされた方に個別に御案内を差し上げまして、呼びかけをしておる状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 受講や資格取得費用の補助等に関しては、今前向きな御答弁いただきました。ぜひ実現をしていただきたいと思えます。

2番目の質問でございますけれども、外国人対象の防災訓練の実施には大変な御苦勞がいたると思えます。多くの関係者の方々の協力がなければ、実施できないと思えます。今後もよろしくお願ひしたいと思えます。

そこで、市内在住の外国人は3,402人で、総人口に占める割合が7.04%、これは愛知県でトップという答弁がありましたが、外国人の方の町内会への加入の状況はどうなんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） すみません。外国人の方の町内会への加入については、一部で入っている方もみえますが、トータルとして今何人入っているかは、ちょっと手元に資料として持っておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） また、これもできれば、また把握するようなすべがあればお願ひしたいと思えます。

次に、教育行政についてお聞きします。

今のエアコンの設置率がありましたけれども、近隣市の設置状況及び設置計画の状況についてお尋ねします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 近隣市でいきますと、刈谷市さんが29年度、30年度で設置をされるという話があります。

知立市さんと安城市さんと碧南市さんは、いずれも検討している段階ということで、設置のほうは、まだ方向は決定していないという状況でございます。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 校舎の建てかえに伴い、高浜小学校ではエアコンが設置されます。沿線に位置している等の理由が今ありましたが、他の学校の保護者からも、当然自分の子供が通っている学校にも当然これ設置してほしいという要望が十分考えられます。

その点についてはどのように考えてみえるのでしょうか。また、今後の小・中学校の大規模改修等が行われる時期に、そういった設置の検討というか、計画というのはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） エアコンの設置につきましては、今年度、温度の調査をするということで、いずれにいたしましても、湿度とか実際の教室の温度をはかった現状を分析できていませんので、まずそのデータを手元に置きまして、高浜小学校で実際にエアコンがどう使われるか及び大規模改修の時に、やはり入れるタイミングとしてはいいのかなと思っておりますので、入れるとしたら大規模改修の時かなとは思っておりますけれども、現時点では、まだ現状をやはり分析する必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最後になりますけれども、今、高浜小学校の運動会で体調不良を訴えた児童が10名という報告ありましたが、もし、学年がわかれば教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（村越茂樹） 学年でしょうか。

午前中の4名については、3年生、6年生が2名、4年生が1名と伺っております。午後のほうの情報については、ちょっと6名ということだけで、持ってきて確認はしましたが、すみません、ちょっと今手元にない状況でございます。

ただ、特定の学年ですとか、特定の運動場の場所、高浜小学校ですと、御存じのとおり縦割りの競技を行っております、特定の色の団から、同じ団から多数の児童が一度に体調を崩したということはなく、みんなばらばらで、ばらばらになっていたことは明らかであります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 近年の異常気象または高温の状態下により、学校等においても熱中症が多発しております。運動会の開催に当たっては、よりきめ細かい健康管理のもと、開催をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時40分散会
